

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		経済産業省						
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
工業所有権情報・研修館	特定事業執行型	工業所有権情報関連業務 (1)情報提供事業 特許審査の過程で特許庁に蓄積された膨大な特許情報のうち、外部提供可能な部分をまとめ、特許電子図書館(IPDL)()としてインターネット等を通じ無料公開する事業 整理標準化事業等:特許庁の保有する特許情報を2次加工しやすい形式に変換し、知財ユーザー企業、民間特許情報サービス事業者に実費で提供する事業及びこれらに関連するシステム開発事業等 (2)相談事業: 個別出願案件に関する相談・照会、個人や地域・中小企業の知財デバйд解消のため、地方自治体、弁理士等の知財相談窓口機能を支援するためのインフラを整備するとともに、これらからの高度な内容の相談へ対応する事業 ()6100万件のデータ:日本最大の学術文献データベース(JDream)の1.4倍。	(1)経済のグローバル化に伴い、知財保護の重要性が高まり、世界的に特許出願が急増、各国特許庁は、経済競争力強化の観点から、審査能力向上による迅速審査といった特許サービス競争状態にある。 (2)米国特許庁では今後数年間にわたり審査官を毎年1200人以上新規採用する方針をとるのに対し、我が国特許庁は 審査プロセスの一部(先行技術調査)の民間外注拡大、 任期付き審査官の導入(5年間で500人)で対応する。さらに行政側の対応だけでなく、ユーザ企業や関連団体の活力を最大限活用することによって、我が国の特許制度が筋肉質に変革されることを図る。 すなわち、特許庁が保有する特許情報をシームレスにユーザー企業に提供したり、審査官のサーチ・ノウハウをぎりぎりまで公開し、ユーザー企業へ移転することで企業のサーチ能力を高め、無駄な出願を抑制し、スリムで効率的な特許庁を目指すというもの。	【整理標準化事業の段階的廃止】 【電子出願ソフト開発事業の廃止】 【公報システム開発事業の廃止】 情報提供事業に関しては、特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報を、INPITがユーザーの利用しやすい形で提供することによって、ユーザーが知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施する環境を提供するものであって、その結果無駄な出願の抑制を図るものであり、特許制度を維持するための根幹に関わる事業であるため、廃止することはできない。 ただし、このうち、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、表記の事業を廃止(または段階的廃止)することとする。 相談事業は、 個別出願案件に関する照会・相談、 個人、地域・中小企業の知財デバйд解消のため、地方自治体、弁理士等の知財相談窓口機能を支援するためのインフラを整備するとともに、これらからの高度な内容の相談へ対応する事業であり、ユーザーの適正な出願の実現、国による迅速・効率的な審査処理のためには必要不可欠であるため、廃止は困難である。	情報提供事業は、特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報を、ユーザーの利用しやすい形で提供することによって、ユーザーが知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施する環境を提供するものであって、その結果無駄な出願の抑制を図るものであり、特許制度を維持するための根幹に関わる事業。 そのため、安定的、継続的、公平であるため公的主体が行う必要があり、かつ、膨大な情報を無償で提供する事業であり、採算性がない。 以上のことから、本事業において民営化は困難である。 相談事業は、自治体の相談窓口や弁理士からの高度な内容の相談が多く、特許制度に詳しいだけでなく、審査実務に精通し、かつ、個別出願案件に関する相談については、特許庁内部の未公開情報にアクセスしつつ回答することが必要であり、さらに、公的主体として国民等からの信頼を得る必要がある。 以上のことから、本事業において民営化は困難である。	情報提供事業は、特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報を、ユーザーの利用しやすい形で提供することによって、ユーザーが知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施する環境を提供するものであって、その結果無駄な出願の抑制を図るものであり、特許制度を維持するための根幹に関わる事業。 そのため、安定的、継続的、公平であるため公的主体が行う必要がある。また、本事業の実施にあたり、民間委託が可能な業務については、既にアウトソーシングを行っている。 以上のことから、本事業において官民競争入札は困難である。 相談事業は、自治体の相談窓口や弁理士からの高度な内容の相談が多く、特許制度に詳しいだけでなく、審査実務に精通し、かつ、個別出願案件に関する相談については、特許庁内部の未公開情報にアクセスしつつ回答することが必要であり、公的主体が実施する必要がある。 以上のことから、本事業において官民競争入札は困難である。		国は審査、審判等の公権力の行使、知的財産行政の企画立案に集中していくとの方針の下、INPITは、これまで数次にわたり国から業務移管を受け、企業の知的財産戦略の構築や国の的確・迅速な特許審査の実現に必要な不可欠な情報提供や職員を含む人材育成等、本来国が提供すべきサービスを、アウトソーシングを最大限活用し、民間企業、地方公共団体等に提供してきた。これにより、企業等が無駄な出願を削減し、国の組織をスリム化し、審査、審判等の公権力の行使等のコア業務に効率的に集中することを可能としてきた。 組織の見直しについては、16年10月、19年1月の業務移管のタイミングで組織が肥大化しないよう部署の統廃合を実施するとともに、業務移管に伴い増大した業務を効率的に処理するよう外部人材を活用し、人件費の増大を抑制するなど、随時実施してきたところであり、今後も、特許庁の更なる移管業務、地方公共団体の実施状況、民間企業からのニーズを見極めながら、業務内容を見直しつつ、業務を最も効率的に遂行する組織の在り方を検討していく。
		工業所有権情報流通業務 (1)知的創造サイクルの重要な要素である特許の「活用」を促進する観点から、開放特許()データベースを構築し、無償で中小企業等へ情報提供する事業 (2)特許流通に係る専門人材を、地域やTLOに派遣する等して、中小企業等の特許活用を支援する事業 開放特許:企業、大学等が保有する特許であって、他者の実施に供する用意のあるもの。	(3)そのため、特許庁はコアサービスである審査業務にリソースを集中させ、上記ユーザー企業の活力を最大限活用するためのインフラ整備を工業所有権情報・研修館(以下「INPIT」という)に実施させることとする。すなわち、通常であれば政府が直接実施すべき情報提供、相談、職員研修等の業務も切り出して、INPITに移管し、効率的な運営の下で、かつ徹底したアウトソーシングを活用して実施することとしている。知的財産戦略本部(本部長:内閣総理大臣)が決定した「知的財産推進計画」においても、INPITが情報提供、人材育成等を積極的に行うこととなっている。	これまで地方自治体における特許流通支援体制の整備状況、民間企業による自立的な特許流通市場の整備状況などに応じて、事業規模を縮小してきたところ。現在では開放特許の流通が民間企業や自治体等で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境・基盤が整備されるまでの間、特許流通に係る専門人材の育成に重点を置いて実施している。このため、事業全体を廃止することはできないが、以下の事業について、見直すこととする。 【知的財産権取引事業の育成支援事業の部分的廃止】 知的財産権取引事業の育成支援事業については、取引事業者が増加している状況等を踏まえ、地域特許流通啓発事業を平成20年度末をもって廃止するとともに、特許流通人材育成事業(実務編)については、民間主体において同様の事業が行われつつある状況に鑑み、平成20年度末をもって廃止することとする。	これまで地方自治体における特許流通支援体制の整備状況、民間企業による自立的な特許流通市場の整備状況などに応じて、事業規模を縮小してきたところ。現在では開放特許の流通が民間企業や自治体等で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境・基盤が整備されるまでの間、特許流通に係る専門人材の育成を促進する事業に重点を置いていいる。 開放特許情報を中小企業等に提供する事業については、安定的、継続的かつ公平に行われる必要があり、公的主体が行う必要がある。また、無償で行う必要があるため採算性がない。 また、特許流通市場が発展していけるような環境・基盤が整備されるまでの間、安定的、継続的に行われる必要がある。 以上のことから、本事業においては、民営化は困難である。	特許流通市場は整備途上であることから、地方自治体や民間企業が自立的に実施できる環境が整備されるまでは、公共的観点から一の主体で継続的に実施されることが必要。 また、地域産業振興を行う全国の地方自治体等と連携しつつ、企画立案を行うためには公的主体が行うことが必要。 また、本事業の実施にあたり、民間委託が可能な業務については、既にアウトソーシングを行っている。 以上のことから、官民競争入札の適用は困難である。		【専門人材の活用による特許流通促進事業の見直し】 特許流通アドバイザー派遣事業については、国が主体的に実施してきた方針を見直し、地方自治体等が自立的に事業を実施できるようにこれまでのノウハウ等を地方自治体等に移管し、段階的に事業規模を縮小していく。
		人材育成業務 (1)審査官、審判官等に対する継続的な研修、(2)特許庁が進める迅速な審査実現に向けた政策(先行技術調査の民間外注拡大と任期付き審査官の大量採用、出願者による無駄な出願の抑制)に対応し、審査官のノウハウをこれらに移転するための、 外注業務に対応可能な民間調査会社への法定研修事業、 新規採用の任期付き審査官への研修事業、 民間企業、地方自治体職員等への研修事業	本事業は、 本来国が自ら行うべき特許庁職員向け研修、審査プロセスの一部である先行技術調査の民間委託を拡大するために必要な、法律で委任されている研修、知財関連業務を担当する地方自治体等の行政機関職員や民間企業等向けの研修等であり、ユーザーの適正な出願、国による迅速・効率的な審査処理の実現に必要な不可欠であるため、廃止は困難である。	本事業は、 本来国が自ら行うべき特許庁職員向け研修、先行技術文献調査の民間委託を拡大するために必要な、法律で委任されている研修、知財関連業務を担当する地方自治体等の行政機関職員、民間企業等向けの研修等であり、特許庁及びINPITの有する先行技術のサーチ能力や審査基準等に関する極めて高度かつ専門的な知見・ノウハウを提供するものである。こうした事業は、ユーザーの出願を適正化し、無駄な出願の削減に有効なため、国による迅速・効率的な審査処理の実現に必要な不可欠であり、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるため、民営化は困難である。	【民間企業等の人材に対する研修の一部見直し】 民間企業等の人材に対する研修の一部については、知的財産研修を実施している民間団体等と研修の企画段階から調整を行い、民間ではできないと言われた研修のみを実施し、民業を圧迫しないようにしている。今後、更に調整した結果、これらの民間団体等が参入を希望する場合には、市場化テストを実施する。			講師・研修カリキュラムを毎年見直すとともに、民間における知的財産人材育成に関する業務と重複しないよう、研修の企画段階から関係協議会と調整を行い、民間で既に実施している知的財産権基礎研修を廃止する(H17)などの官民役割分担を明確化している。

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-)

法人名		工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省	
沿革		・明治17年(1884年)6月:農商務省公務局内商標登録所図書係で図面の閲覧、商標見本の閲覧開始				
		・明治18年(1885年)4月から特許明細書等の閲覧開始				
		・昭和27年(1952年)8月:陳列館を「万国工業所有権資料館」に改称				
		・昭和61年(1986年)10月:「総合資料DB」(紙公報電子化)閲覧サービス開始				
		・平成5年(1993年)1月:電子公報(特実CD-ROM公開公報)の利用開始				
		・平成9年(1997年)4月:「万国工業所有権資料館」を「工業所有権総合情報館」と改称				
		・平成12年(2000年)1月:特許電子図書館(IPDL)閲覧サービス開始				
		・平成13年(2001年)4月:独立行政法人「工業所有権総合情報館」として新たなスタート				
		・平成16年(2004年)10月:独立行政法人「工業所有権情報・研修館」と改称				
		・平成18年(2006年)4月:第二期中期計画期間スタート、非公務員型の独立行政法人に移行				
・平成19年(2007)1月:情報システム業務等を開始、シンボルマーク変更						
役職員数(監事を除く。)及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数			職員数(実員)	
		法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)		
			人	2人	人	111人
国からの財政 支出額の推移 (17~20年 度) (単位:百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)	
	一般会計					
	特別会計	12,915	12,773	14,232	13,891	
	計					
	うち運営費交付金	12,915	12,773	14,232	13,891	
	うち施設整備費等補助金					
	うちその他の補助金等					
支出予算額の推移(17~20年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)	
		13,074	12,852	14,312	13,971	
利益剰余金(又は繰越欠損金の推移) (17・18年度)		平成17年度		平成18年度		
		2,291		4		
		発生要因				
		中期目標期間の終了に伴い運営費交付金債務残高の収益化を行ったため。				
		見直し案				
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位:百万円)		平成17年度		平成18年度		
		2,172		997		
行政サービス実施コストの推移(17~20年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)	平成20年度(見込み)	
		12,554	11,932	14,438	14,094	

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	○ 情報提供事業は、特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報を、INPITがユーザーの利用しやすい形で提供することによって、ユーザーが知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施する環境を提供するものであって、その結果、無駄な出願の抑制を図るものであり、特許制度を維持するための根幹に関わる事業であるため、廃止することはできない。 ただし、このうち、特許庁で構築中の新業務システム（平成22年度及び平成25年度に運用開始予定）の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、以下の事業を廃止（または段階的廃止）を行う。また、他の事業についても事業規模の大幅な縮小を行う。 ・ 整理標準化事業の段階的廃止（537百万） ・ 電子出願ソフト開発事業の廃止（19.1移管業務のため、19年度契約額432百万） ・ 公報システムの開発事業の廃止（19.1移管業務のため、19年度契約額225百万） ・ 情報検索専用端末を用いて公報等の特許関連情報を提供する事業については、ユーザーの利用状況、インターネットの普及状況等を考慮して、事業規模を大幅に縮小することとする。 ○ 知的財産権取引事業の育成支援事業については、取引事業者が増加している状況等を踏まえ、地域特許流通啓発事業を平成20年度末をもって廃止するとともに、特許流通人材育成事業（実務編）については、民間主体において同様の事業が行われつつある状況に鑑み、平成20年度末をもって廃止することとする（18百万円）。 ○ 各事業において、競争的手法の契約導入による経費削減する。具体的には、平成19年度からは2件を除く全ての契約案件に競争的手法を導入しており、平成20年度からは全ての契約案件について競争的手法を導入する予定。
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	（業務運営の効率化） ・ 一般管理費：3.0％削減（目標3％以上） ・ 業務経費：6.2％削減（目標4％程度） ・ 人件費：2.8％増加（目標5年間で5％以上。平成19年1月に国から業務移管を円滑に行うため、通常業務に加えて移管準備事務に係る人員の確保とともに、それに伴う超過勤務手当が増加したこと等の特殊事情が要因となり、前年度より執行額が増加している。） （国民に提供するサービス） ・ 特許流通アドバイザー企業訪問回数：28,425回（約178％達成） ・ 特許情報活用支援アドバイザー企業訪問回数：8,736回（約175％達成） ・ IPDL検索回数：6,969万回（約109％達成） ・ 整理標準化データ提供件数：約14,65万件（約113％達成） ・ 和文抄録作成・提供件数：29万5千件（約128％達成） ・ 英文抄録作成・提供件数：35万3千件（約104％達成） ・ 調査業務実施者の育成研修等、研修開催回数等：全てにおいて100～150％の達成 ・ eラーニングのコンテンツ開発数：12コンテンツ（150％達成）

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		地方閲覧室			
	所在地		札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇			
	職員数		19人(契約職員)			
	支部・事業所等で行う事務・事業名		工業所有権に関する情報の閲覧相談業務			
	20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	197,250千円 (18,757千円)			
		支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	197,250千円 (18,757千円)			

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

< 事務・事業関係 >

該当類型	特定事業執行型	特定事業執行型	特定事業執行型
事務・事業名	工業所有権情報関連業務	工業所有権情報流通等業務	人材育成業務
	(1) 情報提供事業 (1 - 1) 審査・審判の過程で特許庁に蓄積された膨大な出願情報や特許情報などの様々な工業所有権情報を外部提供することにより、民間企業が研究開発戦略や事業戦略と一体となった知財戦略を構築する上で不可欠な基礎的な情報を低コストで提供する。さらにはその情報を加工してユーザーの多様なニーズに対応したきめの細かい特許情報サービスを提供する特許情報サービス産業を育成している。また、海外特許庁の審査情報等を和訳して我が国特許庁に提供することにより迅速かつ的確な審査の実現に貢献するとともに、我が国特許庁の審査情報を英訳して海外特許庁に提供することにより、我が国出願人の権利の保護に貢献する。 具体的な業務は以下のとおり。 【特許電子図書館(インターネットを通じた工業所有権情報の無償提供)】 (目的) 企業等が研究開発戦略や事業戦略と一体となった知財戦略を構築するために不可欠な基礎的かつ最新の技術情報である工業所有権情報を無償で提供することで、企業の重複する研究開発の防止、先行技術調査による出願の適正化(無駄な出願の防止)及び他社の技術開発動向の調査等の効率的な実現に貢献する。 (概要) 審査・審判の過程で特許庁に蓄積された膨大な工業所有権情報(※)を企業等が迅速かつ容易に検索できるよう、インターネット上に設置した特許電子図書館(IPDL)を量・質ともに充実させ、インターネットを通じて無償で公開している。 今後、全文ワード検索の機能追加など、更なる利便性向上を図る予定。 ※: 約6100万件(日本最大の学術データベースであるJ-Dreamの約1.4倍)の世界各国の先端の技術文献情報を蓄積。 【整理標準化事業(2次加工しやすい形式に変換した工業所有権情報の提供)】 (目的) 企業等における工業所有権情報の活用やユーザーの多様なニーズに対応したきめの細かい特許情報サービスを提供する特許情報サービス産業の育成を支援する。 (概要) 審査・審判の過程で特許庁に蓄積された膨大な工業所有権情報を整理し、形式の標準化を行うことで、企業等による情報の利活用が可能となるよう、工業所有権情報を特許庁内部の形式から2次加工しやすい形式に変換し、複製に要する費用等のみで特許情報提供事業者等へ提供している。なお、本事業のうち、特許庁保有の工業所有権情報を2次加工しやすい形式に変換する事業については、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、情報の整理及び標準化を行う必要無く(特許庁内から直接特許情報提供事業者等へ情報提供が可能となるため、新システムの運用開始に合わせて、事業を段階的に廃止する。 (1 - 2) 公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して工業所有権情報を提供することにより、出願人が最新の技術動向を把握し、迅速かつ効率的な研究開発の促進に貢献している。 具体的な業務内容は以下のとおり。 【公報閲覧室における情報提供サービス】 (目的) パリ条約で設置が義務づけられている「中央資料館」として我が国の公報のすべて及び外国特許庁が発行した公報の閲覧業務を確実に行之い、ユーザーの効率的な研究開発の促進、出願の適正化(無駄な出願の排除)に貢献する。 (概要) 我が国で発行された特許公報等及び外国公報等を収集し、以下のような閲覧サービスを行っている(平成18年度は約5万3千人が利用)。 IPDL検索専用端末を用いた情報提供 我が国の特許制度が創設された明治18年以降の特許・実用新案・意匠・商標・審決公報及び主要の外国(米・英・仏・独・加・瑞・EPO・PCT)の公報類(現在約6,100万件)のデータを、高精細・大画面のIPDL検索専用端末機にて専用回線を使って提供(平成12年1月サービス開始)しており、ニーズに応じた機器の性能及び操作性の向上を図っている。 なお、本事業については、インターネットを介したIPDLの利用状況等を考慮して、事業規模を縮小する。 特許審査官端末を用いた情報提供 「知的財産推進計画2006」にも提言された特許審査官が使用しているサーチ端末と同等機能を持つ「特許審査官端末」(2画面、全文検索、特許分類と単語の組み合わせ検索可能等)を設置し、19年1月の閲覧サービスの開始以来、同端末の操作方法の講習会を開催(これまで7回)しており、その利用促進に努めている。 情報提供にあたっては、特許庁の保有する情報のうち、未公開情報と著作権上の問題のある情報を削除した上で、審査官と同じ環境下で検索を行うことを可能としている。	「知的財産推進計画」(知的財産戦略本部(本部長:内閣総理大臣)決定)においては、知的創造サイクル(知的財産の「創造」、「保護」、「活用」)を活性化し、知財立国の実現が目標とされている。工業所有権情報流通等業務は、この知的創造サイクルの重要な要素である特許の「活用」を促進する観点から、開放特許(大企業、大学、研究機関等が保有する特許であって、他者の実施に供する用意のあるもの)を企業等(中小・ベンチャー企業含む)において有効に活用されるような情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通が民間企業や自治体等で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境・基盤を整備するものである。 これまで本事業は地方自治体における特許流通支援体制の整備状況、民間企業による自立的な特許流通市場の整備状況などに応じて、事業規模を縮小してきている。 具体的な事業概要は以下のとおり。 【専門人材の活用による特許流通の促進】 (目的) 知的創造サイクルの重要な要素である「活用」を促進する観点から、開放特許(企業、大学等が保有する特許であって、他者の実施に供する用意のあるもの)が中小・ベンチャー企業等において有効に活用され、自立的な特許流通市場の育成を図る。 (概要) 特許流通の促進を支援する専門家(特許流通アドバイザー:平成18年度末110名)を自治体、地方経済産業局、TLOに派遣し、特許流通や技術移転に係る相談や、全国的なネットワークを活用した仲介支援(特許提供希望者と特許導入希望企業等の出会いの場の提供)を行っている。併せて、平成19年度より、地域における自立的な特許流通にかかる環境を整備するため、主体を地方へシフトしつつ、地域に根ざした技術移転に関わる専門人材の育成を開始している。また、TLOの自立とTLO業務の多様化に対応するために、平成19年度からTLO派遣の特許流通アドバイザーの勤務形態を全員非常勤化した。加えて、専門人材の活用による特許流通の促進は、地方自治体における特許流通支援体制が構築され、民間企業による自立的な特許流通市場が整備されるまでの間過渡的に行われるものであり、その育成状況に応じて事業規模を縮小していく。 【開放特許情報等の提供と活用支援】 (目的) 知的創造サイクルの重要な要素である「活用」を促進する観点から、企業や大学・研究機関が保有する開放特許を産業界(特に地域・中小・ベンチャー企業)に対し円滑に流通させ、その特許の実用化を推進する。 (概要) 特許情報提供希望企業から申請により、特許流通データベースに提供希望の開放特許情報を蓄積し、地理的な問題を解消すべくインターネット上でデータベースに蓄積された開放特許を一括して検索できる無料サービスを提供するとともに、地方自治体に派遣されている特許情報検索の専門家(特許情報活用支援アドバイザー:平成18年度末54名)の派遣により、インターネット上で提供されている特許電子図書館の無料サービスなどを用いた特許情報の検索方法や活用方法に関する相談に応じるとともに、講習会の開催を行う等、特許情報活用を促している。 【知的財産権取引事業の育成支援】 (目的) 知的創造サイクルの重要な要素である「活用」を促進する観点から、自立的な特許流通市場に必要な知的財産権取引ビジネスを振興する。 (概要) 特許流通・技術移転に必要な知識を習得することができる特許流通人材育成事業(実務編、基礎編)、特許流通ビジネスに関する講演、知的財産の活用に関する講演及びパネルディスカッションを行う地域特許流通啓発事業等により、知的財産権取引事業者の育成支援のための環境整備を行っている。 なお、知的財産権取引事業の育成支援のうち、特許流通人材育成事業(基礎編)は事業採算性は低く、公共性、基盤整備の観点から引き続き実施するが、特許流通人材育成事業(実務編)については、民間主体において同様の事業が行われつつある状況に鑑み、委託機関との契約期間終了(平成20年度末)をもって本事業を廃止することとする。また、地域特許流通啓発事業についても、特許流通の普及・啓発という目標の達成状況に鑑み、同様に、委託機関との契約期間終了(平成20年度末)をもって本事業を廃止することとする。加えて、知的財産権取引事業の育成支援は、地方自治体における特許流通支援体制が構築され、民間企業による自立的な特許流通市場が整備されるまでの間過渡的に行われるものであり、その育成状況に応じて事業規模を縮小していく。	知的財産に関連する人材の育成の実現に向けた取組が政府決定されたことを受け、審査、審判を効率化するための登録調査機関数を更に拡大することを可能とするため、企業が先行技術の検索ノウハウを獲得することで無駄な研究開発、特許出願を排除するため、特許庁の審査官が有する先行技術の検索ノウハウを移転することを目指しており、特許審査の迅速化、企業等における適切な知財戦略の構築に貢献している。 また、特許庁職員向け研修事業については、通常官庁では自ら実施しているが、これを効率的に実施することが可能なINPITに行わせている。審査実務、検索方法などのノウハウを短期間で集中的に身につけさせることにより、任期付審査官等の育成を迅速かつ的確に行い、特許審査・審判の迅速な処理に貢献している。 具体的な事業内容は以下のとおり。 【特許庁職員に対する研修】 (目的) 審査・審判など公権力の行使そのものや知財行政の企画立案といった中核的な業務に特許庁が集中し、効率的な行政運営を可能とするため、任期付審査官の大量採用、法律・国際関係等に関する高い専門知識の重要性の増大、先端技術調査文献の急速な拡大等特許行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。 (概要) 審査実務、検索方法などのノウハウを短期間で集中的に身につけさせる任期付審査官等を育成する研修をはじめ、特許法に定められた研修や審査能力向上のための研修を実施している(18年度延べ6,002名受講)。 【調査業務実施者の育成研修】 (目的) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に基づき、登録調査機関の調査業務実施者(出願された特許について、先行技術文献の有無をチェックする者)を育成することにより、先行技術文献調査の民間外注を更に増やすことが可能となり、その結果、特許庁が判断業務に集中することが可能となり、世界最高水準の特許審査の迅速化に貢献する。 (概要) 特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者を育成する研修を、特許審査官と同様の検索環境を使用して実施している(18年度4回開催:受講者297名)。なお、登録調査機関の調査実施者となるためには、公正中立な立場にあるINPITの研修を修了することが法定条件。この3年間で1機関から6機関に増加した実績有り。 【民間企業等の人材に対する研修】 (目的) 民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら、民間企業等の知的財産人材の育成を推進するため、特許庁の有する知識・経験及びノウハウの提供等を行う。 (概要) 民間企業等向け研修 民間企業等が適切な権利の保護・活用等を図ることを支援するため、特許情報検索、審査基準の考え方に関するノウハウを伝授する研修、特許侵害警告模擬研修等を実施(18年度4回開催:受講者178名)、行政機関職員向け研修 知財関連業務を担当する中央省庁、地方自治体、公益法人、独立行政法人行政機関等の職員が業務遂行に必要な基礎的知識を習得することにより、知的財産制度の円滑な運営及び産業財産権行政に対する理解を深めることを目的とした研修を開催(18年度5回:受講者223名)。 なお、民間企業向けの研修の実施にあたっては、知的財産研修を実施している民間団体等と研修の企画段階から調整を行い、民間ではできないと言われた研修のみを実施し、民業を圧迫しないようにしている。
事務・事業の概要			

CD-ROM / DVD-ROM閲覧機器等を用いた情報提供 平成5年から発行された公開特許・実用新案公報等及び41ヶ国並びにWIPO等3機関の公報をCD-ROM / DVD-ROMにより閲覧に供しているほか、紙の特許公報等も閲覧に供している。 また、地方閲覧室(札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇の8都市)においても、出願経験の無い又は少ない個人、中小企業に対しても、専門指導員が閲覧方法、類似技術の検索方法等について丁寧に指導を行い、個人等の特許出願をバックアップしている。
【他国との工業所有権情報の交換】 (目的) 我が国特許庁における迅速かつ的確な審査・審判の実現、海外における我が国出願人の迅速な権利取得、権利保護に貢献する。 (概要) 米国及び欧州の工業所有権情報(発明内容を記載した特許明細書等)を和訳した要約書を作成し、我が国特許庁の審査官等に提供するとともに、インターネットを通じて出願人にも公開。 我が国の公開特許公報を英訳した要約書(PAJ)を他国(18年度:87箇所)の特許庁に提供し、特許審査に必要な先行技術調査に使用してもらうことにより、我が国出願人の権利を保護する。 我が国特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報について、機械を用いて英訳し、ネットワークを通じて他国の特許庁に提供するシステムを整備・運用し、他国の特許庁の審査に使用してもらうことにより、我が国出願人の迅速な権利取得、権利保護に貢献。 特許出願件数が急増している中国やインドの工業所有権情報の和訳を、我が国特許庁審査官及び出願人に提供することが今後の課題。
(1 - 3)特許協力条約上審査に不可欠な技術文献等の審査、審判関係資料を収集、管理し、迅速かつ的確な審査の実現に貢献する。同時に、これらの資料を出願人が閲覧できる環境を整備、改善し、中小企業等が無駄な出願をしないよう支援する。 具体的な業務内容は以下のとおり。
【条約で定められた調査資料及び審査・審判資料の収集・提供】 (目的) 複数国に出願した場合に発明の保護及び取得を簡易かつ経済的に行うため我が国は特許協力条約に加盟しており、加盟国の義務として必要な「最小限資料」等を収集、整備するとともに、国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう特許庁の審査・審判の的確な処理に貢献する。 (概要) 特許協力条約第15条(4)に規定する国際調査の対象となる「最小限資料」に加え、それ以外の審査・審判に必要な図書、技術文献及びカタログ等の最新の公知資料を収集して審査に提供するとともに、著作権等の問題がないものを出願人にも広く公開して、出願の見極め等に活用して頂いている。
【技術文献の閲覧サービス】 (目的) ユーザーにおける技術文献検索ツールを充実させることにより、効率的な研究開発の促進、出願の適正化(無駄な出願の排除)に貢献する。 (概要) 特許庁の審査・審判のために収集した技術文献(最小限資料及び審査・審判資料)リストをホームページで情報提供するとともに、一般ユーザーへの閲覧に供している。
(1 - 4)申請人の利便性向上や行政の効率化を実現するため、電子政府推進計画を推進する等、我が国全体でオンライン申請の利用率向上にむけた取組を行っているところ、特許庁では、世界に先駆けて情報システムを構築し、1990年よりオンライン申請の受付を開始している。(独)情報・研修館(以下「INPIT」という。)では、出願手続、登録料等の納付手続をオンライン申請によって行うために必要不可欠な電子出願ソフトの開発を行うとともに、普及活動を行っている。また、特許庁が最新の技術情報・権利情報である特許公報等を発行するために必要な公報のマスタデータを作成する公報システムの開発を行うとともに、特許庁の審査・審判に必要な資料の電子化・データベース化を行い、特許庁の審査・審判の迅速な処理に貢献している。 具体的な業務は以下のとおり。
【電子出願ソフトの開発・普及】 電子出願ソフト開発事業 (目的) 出願人の利便性を向上させるとともに、特許庁の事務処理を効率化するため、特許庁に対して行う出願手続、登録料等の納付手続をオンライン申請によって行うために必要不可欠な電子出願ソフトを提供する。 (概要) 産業財産権関連の制度改正に対応しつつ、ユーザーの利便性向上や情報通信技術の進捗に応じた電子出願ソフトの開発を行っている。なお、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、本事業を廃止する。 電子出願普及事業 (目的) 電子出願について知見を持った職員等が企業等に対し、電子出願ソフトに関する説明会・相談を行うことにより、オンライン申請率の維持・向上を図る。
(概要) オンライン申請率の維持・向上を図るために、INPITの職員が電子出願ソフトに関する説明会の開催を行うとともに、電子出願ソフトに関する相談を受けつけている。なお、事業実施の実効性を高めるとともに効率的な実施を図るために、多人数を集めて行う講演形式による説明会を廃止する一方、企業等に対する訪問指導を新たに開始するなど、ユーザーニーズに対応した事業実施を行う。さらに、地方における相談体制を効率化を行う。
【公報システムの開発】 (目的) 特許庁の公報発行計画に基づき迅速な公報発行が行えるよう、特許庁に対し、公報発行に必要な不可欠な公報システムを提供する。 (概要) 特許庁が公報を発行するための公報マスタデータを作成する公報システムの開発を行っている。なお、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、本事業を廃止する
【審査・審判に必要な資料等の電子データ整備】 (目的) 審査・審判に必要な資料等の電子データを作成するとともに、データベースを構築し、特許庁の迅速かつ的確な審査に貢献する。 (概要) 審査・審判に必要な資料のデータベースを構築するために、DNA関係特許情報データの蓄積、非特許文献情報を付加したデータの作成、商標審査に必要な出願商標解析データの作成等を行う。

		(2)相談事業 特許庁では、通常官庁では自ら実施している相談業務を効率的に実施することが可能なINPITに行わせている。個別出願案件に対する相談・照会に対応するとともに、出願制度に熟知していない個人、中小企業等が適切な出願を行うために、地方自治体、弁理士会などが相談事業を行っているが、地方自治体などでは回答できない高度な質問、多様な質問に効率的に回答するなどの機能を有していることがINPITが行う相談業務の特徴である。また、相談事業を通して出願人が適切な出願を行うことにより、我が国の迅速かつ的確な審査処理の実現に貢献する機能も有している。 具体的な事業内容は以下のとおり。 【知見・ノウハウに基づいた高度な相談対応/一般的な相談対応と他の相談機関との連携】 (目的) 特許行政における知見・ノウハウをもった職員が、地方自治体の知的財産に関する相談センターでは回答ができない相談に関する質問や、本来工業所有権制度を熟知している弁理士でも判断に迷うような高度な質問に対応するとともに、特許出願等に関する一般的な相談に効果的、効率的に対応するとともに、他機関との役割を明確化しつつ、そのレベルアップに貢献する。 (概要) INPITの工業所有権相談等業務は、個別出願案件に関する相談・照会や、弁理士、大学のTLO、地方自治体の知的財産に関する相談センター、知財担当職員等が回答できない専門的な相談、権利の承継や技術ノウハウといった高度な相談にも応じることができる職員体制でワンストップサービスを提供しており、相談窓口の常設に併せ、電話、文書、電子メールにより、工業所有権に関する手続等の高度な相談に無料で応じている。 また、特許出願手続等に関する一般的な相談についてはマニュアルを作成して契約職員が対応するとともに、毎年相談事例(18年度末574件)を整理して、他の相談機関(各都道府県の知的財産相談センター、弁理士会等)に提供している。		
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	8,873,016千円 (117,540千円)	2,791,327千円 (201,808千円)	897,634千円 (1,702千円)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	8,894,206千円 (117,291千円)	2,797,993千円 (202,114千円)	949,328千円 (1,759千円)
事務・事業に係る定員(19年度)		3事業全体で90名		
	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の3社、人員等)	(1)情報提供事業 (1-1)特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報をユーザーに対して利用しやすい形で無償で提供する事業については、安定的、継続的、公平に行われる必要があり、かつ、膨大な情報を無償で提供する事業であるため採算性がなく、民間主体によって実施されていない。 また、他国に対して特許庁の公報等を提供する事業については、国の名において行う必要があるため、民間主体により実施されていない。 (1-2)IPDL検索専用端末、特許審査官端末及びCD-ROM/DVD-ROM閲覧機器を設置するほか、42.3万冊という膨大な内外国の特許公報等を広く一般に無償で閲覧に供する事業であるため採算性がなく、民間主体により実施されていない。 (1-3)審査に必要な技術文献等を収集し審査官に提供するとともに、審査で引用された技術文献等を一般に閲覧させる業務については、民間主体により実施されていない。 また、審査・審判の最終処分が確定した出願書類等を保管し、貸し出す業務については、民間主体により実施されていない。 (1-4)特許庁で用いる情報システムの整備については、特許庁内の部署との緊密な連携を必要とし、また、特許庁内部のシステムと連携して未公開情報を取り扱うシステムを構築する必要がある業務であり、民間主体により実施されていない。 (2)相談業務 INPITで行う相談事業は、自治体の相談窓口や弁理士からの高度な内容の相談が多く、特許制度に詳しいだけでなく、審査実務に精通し、かつ、個別出願案件に関する相談については、特許庁内部の未公開情報にアクセスしつつ回答することが必要であり、さらに、公的主体として国民等からの信頼を得る必要があるため、同様の相談については、民間主体により実施されていない。	【特許流通促進事業】 ・我が国において有償で知的財産取引を行う事業者数は79社(平成18年度末、知的財産取引業者データベースの登録事業者数)。 ・全国規模で無償の特許流通事業を行っているのはINPITのみである。	【特許庁職員向け研修業務】 審査・審判など公権力の行使そのものや知財行政の企画立案といった中核的な業務に特許庁が集中し、効率的な行政運営を可能とするため、任期付審査官の大量採用、法律・国際関係等に関する高い専門知識の重要性の増大、先端技術調査文献の急速な拡大等特許行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施するために、特許庁の職員研修(法定研修含む)を外部の民間機関で実施することは無い。 【調査業務実施者の育成研修業務】 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に基づき、登録調査機関の調査業務実施者(出願された特許について、先行技術文献の有無をチェックする者)を育成することにより、先行技術文献調査の民間外注を更に増やすことが可能となり、その結果、特許庁が判断業務に集中することが可能となり、世界最高水準の特許審査の迅速化に貢献するために、外部調査機関の調査業務実施者を育成するための法定研修はINPITで実施することとされている。 【民間企業等の人材に対する研修業務】 民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら、民間企業等の知的財産人材の育成を推進するため、特許庁の有する知識・経験及びノウハウの提供等を行うため、発明協会においては、発明奨励の観点からINPITが行っていない知的財産権制度の一般的な概要や手続に関する研修を有料にて実施。日本弁理士会では、会員向けに弁理士業務の実務能力向上を目的とした業務遂行能力向上や知的財産権侵害の訴訟代理に関する研修等を実施。日本知的財産協会においては、会員向けに企業の知財マネジメント醸成を目的とした知的財産権の戦略的な活用や模倣品対策に関する研修等を実施。その他、(財)北海道科学技術総合振興センター、NECトーキンテクノサ・ビス(株)、(財)経済産業調査会、(株)アシスト、(株)テクノネットワーク四国、(財)東予産業創造センター、(財)高知県産業振興センター、(財)九州産業技術センター、(株)沖縄チャンドラーが経済産業省の支援により、知的財産権制度の一般的なセミナーを実施している。
		(1)情報提供事業 (1-1)特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報の提供を廃止した場合には、特許情報を企業等が入手することが困難となり、企業等が知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施するためのコストが大幅に増大する。その結果、企業等による十分な先行技術調査を期待できず、重複する研究開発の防止、先行技術調査による出願の適正化(無駄な出願の防止)及び他社の技術開発動向の調査等を効率的に行うことができず、企業等の利益を損ねる。 さらに、国は不十分な先行技術調査による無駄な出願を審査することとなるため、国による審査の効率的な処理が阻害され、「知的財産推進計画」で定められた2013年に世界最高水準の迅速かつ的確な審査を達成するという目標の達成が不可能となる。 また、他国との工業所有権情報の交換を廃止した場合には、外国特許庁の特許情報を審査官が英語、仏語、独語等の各国の言語で読まざるをえなくなるため、国による審査の効率的な処理が阻害される。また、企業等にとっても、先行技術調査を行う際に各国の言語で読む必要があるため、企業等が知財戦略構築等を行うためのコストが大幅に増大する。 (1-2)工業所有権関係公報等閲覧業務を廃止した場合、我が国がパリ条約に定める義務を履行できないこととなるとともに、個人、中小企業を中心とした年間約5万人の利用者が既に存在する特許や技術、デザイン等の先行技術調査を実施することが困難となるため、これら企業等の出願意欲が阻害され、権利として適切に保護することができなくなるとともに、重複する研究開発の防止、先行技術調査による出願の適正化(無駄な出願の防止)及び他社の技術開発動向の調査が行えずに、企業等の利益を損ねるとともに、国は不十分な先行技術調査による無駄な出願を審査することとなるため、国による審査の効率的な処理が阻害され、知的財産推進計画で定められた2013年に世界最高水準の迅速かつ的確な審査を達成するという目標の達成が不可能となる。	工業所有権情報流通等業務の全てを廃止した場合、特許流通市場は整備途上であるから、事業採算性や専門人材の不足等の問題により、これまで育成してきた知的財産活用のための環境・基盤が縮小・消滅し、地方や大学における知的創造サイクルの循環が断たれ、経済活動の停滞を招きかねない。特に、地域における中小・ベンチャー企業、大学の技術移転のための支援、ひいては地域の産業の活性化にも貢献する重要な業務であるので、経済に与える悪影響は非常に大きい。(INPITで把握できているだけでも、特許流通アドバイザーの活動による金銭移動の総額である経済的インパクトは、過去10年間の累計で2,400億円を超える。)	【特許庁職員向け研修】 本来国が自ら行うべき、審査官、審判官の育成、産業財産権特有の手続の事務処理を行う職員の研修を実施できなくなるため、適正な出願、審査の効率的な処理が阻害され、「知的財産推進計画」で定められた2013年に世界最速水準の迅速・的確な特許審査を実現するという目標が達成できなくなるおそれがある。 【調査業務実施者の育成研修】 特許庁が特許審査ノウハウを登録調査機関へ提供できなくなることにより、先行技術調査の外注による効率の高い審査が阻害され、特許審査の処理件数が低下してしまう。そのため、「知的財産推進計画」で定められた2013年に世界最速水準の迅速・的確な特許審査を実現するという目標が達成できなくなるおそれがある。 【民間企業等の人材に対する研修】 民間企業等向け研修 民間企業等が特許情報検索、審査基準の考え方に関するノウハウを取得すること、特許侵害警告を受けた場合の対応を理解することができなくなるため、研究開発の効率性低下、無駄な特許出願の増加等が起きるおそれがある。

			廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響 (1 - 3)特許協力条約に定められた最小限資料としての図書を収集できなくなる場合、我が国は同条約上の義務が履行できなくなる。また、審査官による迅速な審査を妨げ、国による審査の効率的な処理が阻害される。 また、各種技術文献を企業等が閲覧することができなくなるため、企業等による十分な先行技術調査を期待できず、重複する研究開発の防止、先行技術調査による出願の適正化(無駄な出願の防止)及び他社の技術開発動向の調査等を効率的に行うことができず、企業等の利益を損ねる。 さらに、国は不十分な先行技術調査による無駄な出願を審査することとなるため、国による審査の効率的な処理が阻害され、'知的財産推進計画'で定められた2013年に世界最高水準の迅速かつ的確な審査を達成するという目標の達成が不可能となる。 (1 - 4)電子出願ソフトの開発を廃止した場合、オンライン申請を行うことが不可能となり出願人の利便性が大幅に低下する。また、特許庁においては年間40万件を超える出願手続等を紙書類にて処理することとなるため、特許庁における事務処理負担が膨大なものとなる。また、公報システムの開発を廃止した場合、特許法で定められた公報の発行が不可能になる等、特許庁の事務処理量の増大等を招き、'知的財産推進計画'で定められた2013年に世界最高水準の迅速かつ的確な審査を達成するという目標の達成が不可能となる。 (2)相談事業 工業所有権相談業務を廃止した場合、個別出願案件に対して相談が不可能となるため、出願人による誤った記載や申請時期の遅れが生じ、権利自体の消滅を招くなど出願人が多大な不利益を被ることとなる。また、地方自治体の知的所有権センター、弁理士等からの相談に対して回答できる機関がなくなってしまう、出願人が適切な出願を行うことができなくなる。また、適切でない出願は、国の事務処理負担を増大させることから、国による審査の効率的な処理が阻害され、'知的財産推進計画'で定められた2013年に世界最高水準の迅速かつ的確な審査を達成するという目標の達成が不可能となる。	行政機関職員向け研修 知財関連業務を担当する中央省庁、地方自治体、公益法人、独立行政法人行政機関等の職員が業務遂行に必要な基礎的知識を習得することが不可能になるため、知的財産権制度の円滑な運営及び産業財産権行政に対する理解が大きく損なわれるおそれがある。 こうした結果、'知的財産推進計画'で定められた2013年に世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現が達成できなくなるばかりか、民間企業、行政機関などが正確・十分に知的財産制度を理解しない状況が発生し、中小企業等からの相談にも行政機関が適切に対応することができず、企業から不要な出願が増えることにより、中国等めざましい経済発展を遂げるアジア諸国を含む諸外国との産業競争力を失うことにつながりかねない。
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務 (情報・研修館法11条1号、2号、4号、5号及び6号業務)	主要業務 (情報・研修館法11条3号業務)	主要業務 (情報・研修館法11条7号業務)
	事業開始からの継続年数	(1)英文抄録の作成・提供:31年、日米欧データ交換:24年、特許電子図書館:8年 (2)特許公報等の閲覧は我が国の特許制度創設時から行っており120年間 (3)審査・審判資料の収集・提供は、約100年間 条約で定められた最小限資料の収集は、29年間(特許協力条約に加盟した昭和53年から実施) (4)知見・ノウハウに基づいた高度な相談対応業務は、昭和24年当時の「発明相談所」から57年間 (5)情報システム関連業務については、昭和58年のペーパーレス計画から23年間 オンライン手続に関するシステムについては、平成2年から17年間	平成9年の流通事業開始から10年間	・特許庁の審査官、審判官、事務官の育成については、昭和33年の工業所有権研修所から48年間(調査業務実施者の育成、民間への審査ノウハウの提供については、改正特例法が施行された平成16年から3年間)
	これまでの見直し内容	(1)情報提供事業 (1 - 1) ・IPDLのサービス向上、コスト削減、運用のあり方等に関する調査を実施(17年度)し、ユーザー等の機能向上に関する要望を基に、システム最適化に向けた手順の導入支援、ハードウェア導入支援、運用作業検証支援等を行うための調査事業を実施(18年度)。今後は、18年度の以下の検証結果を踏まえて運用作業等の見直しを行い、19年度以降順次実施する予定。 ・IPDLの機能の見直しは毎年行っており、実用新案制度改正、意匠分類改正に伴う機能の拡充(H17)、大学向け公報固定アドレスサービスの開始(H18)、公報情報と審査経過情報の相互リンク機能の追加による利便性の向上(H18)等を行った。 ・ユーザーの利便性向上のため、整理標準化されたデータ提供までの期間を9日間短縮(H16～18)、今後の廃止までの間についても、業務工程を見直しながら順次短縮を図る予定。 ・他国の特許庁に提供している英文抄録(PAJ)に関して、翻訳品質の評価、既存契約価格の妥当性等について調査を実施。その結果、技術的用語、文法、統一性といった翻訳内容は他国と比較しても概ね良好、契約価格については同業他社と比較しても妥当であるとの評価を得ることができた。 ・PAJ作成・提供にかかる業務工程の見直しを行い、他国の特許庁への提供までの期間を2日間短縮(H18)。今後も順次短縮する予定。 (1 - 2) ・IPDL検索専用端末の設置以来(H12)、利用者数の動向を見極めながら、必要に応じて設置台数の見直しを実施。 ・複写料金の支払方法を、現金に加えプリペイドカードでの支払を導入。 ・アンケート調査を踏まえ、第一公報閲覧室の利用時間を延長(17時までを17時45分まで(H14))。 ・知的財産推進計画2006を受け、特許庁審査官と同等の端末による情報提供を開始。併せて、同端末の操作方法の講習会を順次開催(H19)。 (1 - 3) ・収集した審査・審判資料の特許庁内での検索の利便性を高めるため、操作が容易な新図書管理・検索システムを導入(H15)。 ・公報閲覧業務と一体的な業務実施を行うことにより、先行技術調査等に必要な文献がワンストップで閲覧できる体制とした(H16)。 ・ホームページで公開している閲覧資料リストを毎月更新するとともに、掲載ファイルを「PDF」形式に「CSV」(エクセル)形式を加え、利用者が検索しやすい環境を整備(H15)。 (1 - 4) ・ISDN回線を利用した手続に加え、新たにインターネットを利用した電子出願手続を可能とし、併せて、インターネットバンキングを利用した電子現金納付が可能とする見直しを行った(H17)。 ・電子出願に必要な認証を簡易で安価にするため、住民基本台帳カード(ICカード)による認証を可能とした(H19)。 ・出願人の利便性向上のため、特許の拒絶理由に引用した文献データを出願人への通知に添付するための準備・検証を実施中(H19、10開始予定)。 (2)相談事業 ・多様化するユーザーニーズに対応するため、相談窓口パソコンを設置し、迅速・的確な相談体制が実施できるよう整備(H14)。 ・マニュアルに従った対応が可能な定型的な質問に対しては外部人材(非常勤職員)を積極的に活用(H16～)。 ・相談に、より迅速に対応するため、蓄積した過去の相談事例を容易に検索できる相談検索システムを相談部内で構築(H17)。 ・工業所有権に関する相談の迅速化を図るため、窓口、電話相談については原則として即日回答、文書、メールについては原則3開館日以内を1開館日以内に短縮(H18～)。 ・非公務員化のメリットを活かした相談受付時間について夜6時までのところ8時まで延長した(H18～)。 ・他の相談機関との連携及びノウハウの提供を行うため、蓄積した相談事例(約600事例)を整理し、全国の(社)発明協会支部等へ送付(H18)。 ・小売等役務商標制度の運用開始に伴う相談体制を早急に整備するため、「特別相談窓口」及び「専用ホットライン」(土日祝祭日対応可)を設置(H19)。	【人材活用等による特許流通の促進】 ・特許流通アドバイザー派遣事業の活性化、効率化、地方自治体等による自立的な事業実施を図るために、活動費を自治体等のアドバイザー派遣先が負担する制度を平成14年度から開始した。 ・特許流通アドバイザー派遣事業において、地方自治体が自立のために確保する技術移転に関わる人材に対して、特許流通アドバイザーの指導等により、地域に根ざした専門人材育成の支援を行うとともに、地方自治体に対して特許流通支援体制構築に関するノウハウを承継するための支援を平成19年度から開始した。 【開放特許情報等の提供・活用の促進】 ・IPDLの利用を支援する「特許電子図書館情報検索指導アドバイザー」から、特許情報の活用全般(技術動向調査、新規性調査、権利調査)を支援する「特許情報活用支援アドバイザー」派遣事業(活動費は派遣先負担の地域主体)へのシフトを平成16年度に行い、出願人のニーズに柔軟に対応できる仕組みを導入した。 【知的財産権取引事業の育成支援】 ・特許流通促進事業の認知度向上のための特許流通促進セミナー開催事業は、主要地域での開催を終了したため平成17年度末をもって廃止した。 ・企業が技術導入・技術移転を図る上で指標となりえる特許動向である特許流通支援チャート作成事業は、主要な技術テーマの作成を終了したため、平成17年度末で廃止した。	【特許庁職員に対する研修事業】 ・審査官、審判官研修をはじめとする研修の実施にあたり、講師・研修カリキュラムの見直し、実務研修の積極的な実施、人事交流を目的とした弁理士の参加の促進等に重点的に取り組んでいる(毎年)。 【調査業務実施者の育成研修事業】 ・本研修の有効的な活用に資するため、ニーズに応じて一部の科目聴講も受け入れる等柔軟に対応した(H18～)。 ・研修内容の質的向上と環境を整備するため、討論形式のカリキュラムの見直し、有識者による検討会、特許審査官が通常使用する端末の導入、セキュリティ機器の導入等を行った(H18)。 【民間企業等の人材に対する研修事業】 ・民間で実施される研修はINPITは実施しないとの方針の下、民間で実施され始めた知的財産権に関する基礎的な実務能力の醸成を目的とした「知的財産基礎研修」を廃止した。(H17) ・また、このように民間における知的財産人材育成に関する業務がどこでどのように行われているかを注視し、調整するために知的財産人材育成推進協議会に参画し、日本弁護士連合会、日本弁理士会、発明協会、日本知的財産協会、日本知財学会、知的財産教育協会のほか、経済産業省、法務省、文部科学省と連絡調整を図っている(H18～)。

（１） 事務・事業 のゼロベース での見直し		（１）情報提供事業 （１－１）審査・審判の過程で特許庁に蓄積された膨大な工業所有権に関する情報を加工し、広く一般に提供することにより、中小・ベンチャー企業、地域出願人等における知財戦略を推し進めるといった、政府が丸となって取り組む「知的財産立国」の実現に向けた知的財産政策の一翼を担うものである。 【特許電子図書館（インターネットを通じた工業所有権情報の無償提供）】 「知的財産推進計画２００５、２００６、２００７」（知的財産戦略本部）のいずれにおいても、研究開発の絞り込みや無駄な出願の排除など、中小・ベンチャー企業の効率的な知財の創造を支援するため、IPDLの機能向上等（関連外国出願や審査で用いた先行技術情報などの検索機能の追加、全文テキスト検索機能の追加、大学等に提供されている特許情報の固定URLサービスの提供範囲の一般への拡大等）が求められている。「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン２００７」（１９年１月：経済産業省特許審査迅速化・効率化推進本部）においても、引き続きIPDLの機能強化を行うこととされている。 【整理標準化事業（２次加工しやすい形式に変換した工業所有権情報の提供事業）】 「知的財産戦略大綱」（知的財産戦略会議）において、特許情報調査に関する国民の多種多様なニーズに応えるとともに、高付加価値なサービスが提供されるよう、民間特許情報提供者に対し、特許庁の保有するデータについて、より利用しやすい形で提供することが求められている。 【他国との工業所有権情報の交換】 「知的財産推進計画２００５」において、公開特許公報の英文抄録を作成し、諸外国に無償で提供することが求められている。（国際的な審査情報ネットワークの構築）「知的財産推進計画２００５、２００６、２００７」のいずれにおいても、我が国のサーチ・審査結果に関する情報を英語に機械翻訳し、海外の特許庁において利用可能とする「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」の利用環境の充実と利用の拡大を図ることが求められている。 （１－２）工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく（「中央資料館」として、最新の特許等の知的財産権関連情報を広範に収集し整理するとともに、これらを外部に公開することで、重複研究の排除、権利侵害の未然防止、公開された技術に基づくさらなる技術開発の促進といった、政府が取り組んでいる知的財産政策の一翼を担うものである。 【公報閲覧室における情報提供サービス業務】 「知的財産推進計画２００６」及び「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン２００７」において、審査官と同等のサーチ端末を用いた産業財産権情報の検索・閲覧サービスをINPITの公報閲覧室で提供することで、産業財産権情報の利用環境を整備することが求められている。 これを受け、審査官のサーチ端末と同等の機能を持つ「特許審査官端末」を第一公報閲覧室に１６台設置し、１９年１月から閲覧サービスを開始した。併せて、同端末の操作方法の講習会を順次開催（１９年７月までに７回開催）し、その利用促進を図っており、引き続き「特許審査官端末」の利用状況に応じて、設置台数を拡大していく予定。 （１－３） 【条約で定められた調査資料及び審査・審判資料の収集・提供事業】 我が国が加盟している特許協力条約の義務として必要な「最小限資料」等を収集、整備するほか、特許庁の審査・審判に必要な図書等を収集・提供するとともに、一般への閲覧サービスの向上を図ることにより、迅速かつ的確な審査・審判の推進及び企業等の効率的な研究開発の促進、出願の適正化（無駄な出願の排除）に資するために必要な最先端の技術情報の提供といった、政府が取り組んでいる知的財産政策の一翼を担うものである。 （１－４）情報システム関連業務は、特許庁が重要施策として進めてきた電子出願ソフト及び登録料等の納付に関するシステム、特許公報等を発行するための公報マスターデータを作成するシステム等、特許等出願に係る情報の迅速な処理と円滑な特許情報の提供に必要なシステムの整備を行っており、特許審査迅速化等、国の知的財産政策の推進において重要な役割を担っている。 【電子出願ソフトの開発・管理・普及】 「知的財産推進計画２００７」において、世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現すべく、２００８年度までに、現在「書類」の提出に限られている特許庁への情報提供をオンラインでも可能とすることが求められている。 「電子政府構築計画」において、オンライン申請の利用を集中的に促進することが政府全体に求められ、特許庁においてもオンライン申請の利用の促進を図っていくこととしたところである。 【公報システムの開発・管理】 「知的財産推進計画２００４、２００５」において、特許情報の利用環境を整備するため、インターネットを通じた公報の発行を実現することが求められており、それを実現するためには公報システムの開発を行うことが必要である。 【審査・審判に必要な資料等の電子データの整備】 「知的財産推進計画２００４、２００５」において、研究開発や出願人による従来技術調査を促すため、特許庁のコンピュータ関連情報データベースに関し、文献の充実を行うことが求められている。 （２）相談事業 政府が推進する知財立国を実現するためには、瑕疵のない適切な出願を行うことが重要であり、工業所有権に関する相談業務はこうした出願を実現するために必要不可欠な事業である。 【知見・ノウハウに基づいた高度な相談対応業務】 「知的財産推進計画２００７」においても、全国の商工会・商工会議所に設置された「知財駆け込み寺」の相談機能の強化が求められており、INPITは「知財駆け込み寺」への相談支援を担うなど、工業所有権に関する相談事業を行う諸団体への支援を行う、相談事業を行う諸団体からの相談を受ける中央センターとして機能している。 さらに同計画には、中小・ベンチャー企業が相談を持ち込みやすくするためのPR活動の強化、サービスの質的向上を図るための訪問相談の促進、相談の内容やレベルに応じた適切な支援を行うための相談機関の相互かつ密接な連携が求められており、INPITは支援機関間の連携促進を支援していく。	知財基本法に基づき政府丸となって取り組んでいる知的財産立国実現のために、本業務は重要な役割を担っている。また、「知的財産推進計画２００７」（知的財産戦略本部）の重点編においても、地域や中小企業の活性化のための開放特許の活用を促進すること、さらには、イノベーションに関する施策の総合的かつ効果的な推進を目的として平成１９年６月に閣議決定された「イノベーション２５」（イノベーション２５戦略会議）においても知的財産取引業の育成支援が、それぞれ掲げられている。 【専門人材の活用による特許流通の促進】 （特許流通アドバイザー） 「知的財産推進計画２００７」において、民間や地域において開放特許の流通が自立的に行われるよう、地方自治体確保の人材を、地域に根ざした専門人材として育成するための支援が求められている。 【開放特許情報等の提供と活用支援】 （特許流通データベース） 「知的財産推進計画２００７」において、未利用の知的財産の活用を促進するため、INPITの特許流通データベースの周知を図るとともに、同データベース等を用いて開放特許を公開することを積極的に促すことが求められている。 （特許情報活用支援アドバイザー） 「知的財産推進計画２００７」において、研究開発の絞り込みや無駄な出願の排除など、中小・ベンチャー企業の効率的な知財の創造を支援するため、特許情報活用支援アドバイザーが行う相談体制を充実させることが求められている。 【知的財産権取引事業の育成支援】 平成１９年６月に閣議決定された「イノベーション２５」において、イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備のために、特許流通・技術移転のための専門家のネットワーク化等を目的としたセミナーの開催等により、知的財産取引事業の育成支援を実施することが求められている。 「知的財産推進計画２００７」において、知的財産を活用したビジネスの担い手創出支援として、特許流通・技術移転の専門家養成、専門家のネットワーク化などを目的としたセミナーの開催等、知財権取引業の育成支援を実施することが、それぞれ求められている。	平成１４年１２月４日に公布された「知的財産基本法」第２１条、第２２条に基づき、我が国の「知的財産立国」の実現に重要な知的財産関連人材の育成をINPITが国に成り代わって行っている。 知的財産関連人材の育成に関するINPITの取組として、「知的財産推進計画２００６」では１２項目、「知的財産推進計画２００７」では１１項目が求められている。 【特許庁職員に対する研修】 「知的財産推進計画２００５、２００６、２００７」のいずれにおいても、世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現するため、審査官・審判官及び任期付審査官に対する研修体制の強化が求められている。 【調査業務実施者の育成研修】 調査業務実施者の育成研修については、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第３７条に基づき、INPITが実施している。 「知的財産推進計画２００５、２００６」において、調査業務実施者に対して、特許審査官の検索ノウハウの提供が求められている。 【民間企業等の人材に対する研修】 「知的財産推進計画２００７」において、中小・ベンチャー企業が知財を有効に活用した経営戦略を策定・実施することができるよう、中小・ベンチャー企業の経営者やそれを支援する地方自治体の職員等に対する研修を充実させることが求められている。 また、知財を活用した地域振興を促進するため、地域の中小企業の経営者や知財担当者、農業従事者や普及指導員、大学等の研究者、産学連携従事者、公設試験研究機関の研究者、知財政策担当者等の地域における知財人材に対する研修を充実させることが求められている。 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン２００７」においても、産業界の要望を踏まえ、特許庁の審査官と同じ端末を用いて先行技術調査能力、審査結果予測能力を高める検索エキスパートの育成を目的とした研修を定員を拡大して行うこと、技術分野別に実施することが提言されている。
	国の重点施策との整合性			
	受益と負担との関係 （受益者・負担者の関係、両者の関係）	・受益者：国民一般。特に、中小企業をはじめとした民間企業、大学等の研究者、大学TLO、弁理士、弁護士、民間調査会社等。 ・負担者：特許等の出願人。ただし、閲覧に係る複写手数料は閲覧者本人の負担。 ・両者の関係：受益者と負担者の関係を特定することは困難である。	・受益者：国民一般。特に、自社技術の発展を期待する中小・ベンチャー企業、自社の技術や知的財産権を有効に活用したい企業、大学・TLO等。 ・負担者：特許等の出願人 ・両者の関係：受益者と負担者の関係を特定することは困難である。	・受益者：研修受講者、特許庁 ・負担者：一部研修受講者、特許等の出願人 ・両者の関係：受益者負担が明確な調査業務実施者の育成のための研修、審査ノウハウの提供を目的とした検索エキスパート研修等（中小ベンチャー企業向け研修を除く）については、研修受講料を徴収しているため、受託者、負担者ともに受講者である。
	財政支出への依存度 （国費／事業費）	99.8% 8,873,016千円／8,894,206千円	99.8% 2,791,327千円／2,797,993千円	94.6% 897,634千円／949,328千円
	これまでの指摘に対応する措置	別紙１に記載	別紙１に記載	別紙１に記載

		(1) 情報提供事業 (1 - 1) 国の保有する工業所有権情報の普及については、諸外国においても各国の特許庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁他多数国) (1 - 2) 工業所有権関係公報等の閲覧環境の提供については、諸外国においても各国の特許庁または公的機関が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁他多数国、英国は大英図書館が実施) (1 - 3) 特許協力条約に基づく規則(第36規則)により、「国内官庁又は政府間機関は、(中略)最小限資料を所有し又は利用し得るようにしていなければならない。」と規定されていることから、国際調査機関たる各国特許庁(米国、欧州特許庁等)は、自ら実施している。 (1 - 4) 電子出願関連事業は電子出願を可能としている各国の知的財産権庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局) (2) 相談事業 工業所有権に関する相談対応については、諸外国においては各国の特許庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁他多数国)	・開放特許情報の提供事業は各国の特許庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁)	・審査官、審判官及び事務官の育成、民間人に向けた知的財産権に関する研修やセミナーは世界各国どの国においても、各国の知的財産権庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁) ・国が直接実施していないのは、我が国だけである。
	諸外国における公的主体による実施状況	(1) 情報提供事業 (1 - 1) 国の保有する工業所有権情報の普及については、諸外国においても各国の特許庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁他多数国) (1 - 2) 工業所有権関係公報等の閲覧環境の提供については、諸外国においても各国の特許庁または公的機関が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁他多数国、英国は大英図書館が実施) (1 - 3) 特許協力条約に基づく規則(第36規則)により、「国内官庁又は政府間機関は、(中略)最小限資料を所有し又は利用し得るようにしていなければならない。」と規定されていることから、国際調査機関たる各国特許庁(米国、欧州特許庁等)は、自ら実施している。 (1 - 4) 電子出願関連事業は電子出願を可能としている各国の知的財産権庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局) (2) 相談事業 工業所有権に関する相談対応については、諸外国においては各国の特許庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁他多数国)	・開放特許情報の提供事業は各国の特許庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁)	・審査官、審判官及び事務官の育成、民間人に向けた知的財産権に関する研修やセミナーは世界各国どの国においても、各国の知的財産権庁が実施している。(米国特許商標庁、ヨーロッパ特許庁、英国特許庁、フランス国家工業所有権庁、ドイツ特許商標庁) ・国が直接実施していないのは、我が国だけである。
	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	【特許審査迅速化への貢献】 ・企業等においては、INPITが提供する整理標準化データを用いて自社内に工業所有権情報に関するデータベースを構築したり、IPDLによる検索を効果的に活用するとともに、特許情報サービス市場より自社のニーズに対応したきめの細かい工業所有権情報を入手することで、先願の有無を調べる先行技術調査、特許等の権利範囲の確認、他社の技術動向調査を効率的に行うことが可能となり、重複研究を排除した研究開発の重点化、適正な特許出願行動等の知的財産権管理を可能としている。 ・その結果、特許庁に対する無駄な出願が抑制されたことから、本業務は特許審査の迅速化に貢献している。 ・INPITが実施したIPDLユーザーのアンケート結果においても、9割強が先行技術調査等にIPDLを利用している。 【工業所有権情報へのアクセス格差の解消】 ・公報等の閲覧業務は、中小・ベンチャー企業や個人の出願人など国民一般に広く、無償で情報を提供するものであり、地域間格差あるいはデジタルデバйдに対応し、継続的かつ安定的に工業所有権に関する情報という「インフラ」を提供するものとしても、極めて重要な役割を果たしている。 ・INPITが行った閲覧室利用者アンケートの結果によると、利用者のうち初めて利用する者または月1回程度利用する者の割合が7割弱を占めており、公報等閲覧業務は地域等における工業所有権情報の発信基地あるいは工業所有権情報調査の足がかり機能として重要な役割を果たしている。 【特許庁における国際調査への貢献】 ・特許協力条約に基づく最小限資料を網羅的に収集し、特許庁に提供することで、同条約に基づく特許庁の国際調査の適切な実施に大いに貢献している。 ・最小限資料が適切に収集されないと、特許庁は条約に定められた義務を果たせない。 【工業所有権制度の普及・特許審査迅速化への貢献】 ・相談業務を積極的にを行い出願人等の誤った手続きを防止することで、特許庁の事務処理負担が軽減し、特許審査の迅速化が図られる。 ・また、国民への制度に対する理解を高め、制度の円滑な運用を可能とし工業所有権の保護及び利用の促進が図られる。 ・INPITが行った利用者アンケートの結果によると、利用者の7割強が、出願及び出願後の特許庁への手続きに関する相談を行っており、特許庁への手続きの第1段階として、INPITの相談業務が活用されている。 【特許行政効率化への貢献】 ・昭和58年に世界に先駆け開始した、特許庁ペーパーレス計画から23年間継続している事業であり、従来の書面による手続を電子化したことによる事務効率の向上効果は極めて高い。 ・特許等の出願の太宗を占めている電子出願のソフト開発等は、出願人等の利便性の向上、かつ、特許庁における審査等の迅速処理に大きく貢献するものである。 (18年における電子出願比率:特許・実用新案は97%、意匠91%、商標83%、査定系審判98%等) ・公報システムの構築による迅速な公報の発行は、重複研究の排除、先行技術調査による出願の適正化及び他社の技術開発動向の調査、権利範囲の確認等に資するものであり、非常に多くのユーザーから利用されている。 (18年度におけるIPDLの公報DB、テキスト検索等の公報に関する利用:約6,140万回)	【特許流通市場整備への貢献】 ・2006年12月末までに特許流通アドバイザーの活動により累計8,772件のライセンス等の契約が締結された。INPITでの調査の結果、この事業による経済的インパクト(製品の売上高、開発・投資額、ライセンス収入、新規雇用者人件費から算出)は累計2,404億円に達しており、投入した事業費総額の約8.4倍となっている。(2007年3月末までの成約件数は9,256件) ・開放特許の流通等が民間事業者や地方自治体等の関係者間で自立的に行われ、特許流通市場が発展する環境が整備されるまでは、事業規模の縮小等、事業の見直しを行いつつも継続すべき重要な事業である。 ・INPITの特許流通のウェブサイトへ登録申請された知的財産取引業者は79社(平成18年度末)	【特許審査迅速化、知的財産関連人材育成への貢献】 ・特許庁の審査官(任期付を含む)・審判官がINPITで行われる研修を受講し、業務に必要な知識とスキルを身につけることにより、特許審査の迅速化に大いに貢献。 ・特許侵害警告書の受領を疑似体験するという実践的な研修を実施し、中小・ベンチャー企業における経営者等の特許侵害警告に対する対応力強化と、知的財産マインドの向上を推進。 ・政府で目標としている知的財産関連人材の倍増(6万人を12万人にする計画)において、民間では育成できない特許のサーチや審査に精通した人材を毎年約1,000人育成している。
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	真に不可欠な事務・事業である。	真に不可欠な事務・事業である。	真に不可欠な事務・事業である
	事務・事業の見直し案(具体的措置)	(1) 情報提供事業 【整理標準化データ提供等事業の段階的廃止】 【電子出願ソフト開発事業の廃止】 【公報システム開発事業の廃止】 情報提供事業に関しては、特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報を、INPITがユーザーの利用しやすい形で提供することによって、ユーザーが知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施する環境を提供するものであって、その結果、無駄な出願の抑制を図るものであり、特許制度を維持するための根幹に関わる事業であるため、廃止することはできない。 ただし、このうち、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、表記の事業を廃止(または段階的廃止)することとする。 【公報閲覧室における情報提供サービス事業の見直し】 情報検索専用端末を用いて公報等の特許関連情報を提供する事業については、ユーザーの利用状況、インターネットを介したIPDLの利用状況等を考慮して、事業規模を大幅に縮小することとする。 【競争的手法による契約の導入】 膨大な量の紙媒体での公報及び出願書類等の保管、管理に係る経費削減のため、従来の随意契約から競争的手法による契約を導入する。 (2) 相談事業 相談事業は、個別出願案件に関する照会・相談、個人、地域・中小企業の知財デバйд解消のため、地方自治体、弁理士等の知財相談窓口機能を支援するためのインフラを整備するとともに、これらからの高度な内容の相談へ対応する事業であり、ユーザーの適正な出願の実現、国による迅速・効率的な審査処理のためには必要不可欠であるため、廃止は困難である。	これまで事業規模を縮小しつつ、現在では開放特許の流通が民間企業や自治体等で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境・基盤が整備されるまでの間、特許流通に係る専門人材の育成に重点をおいて実施している。このため、事業全体を廃止することはできないが、以下の事業について、見直すこととする。 【知的財産権取引事業の育成支援事業の部分的廃止】 知的財産権取引事業の育成支援事業については、取引事業者が増加している状況等を踏まえ、地域特許流通啓発事業を平成20年度末をもって廃止するとともに、特許流通人材育成事業(実務編)については、民間主体において同様の事業が行われつつある状況に鑑み、平成20年度末をもって廃止することとする。 【専門人材の活用による特許流通促進事業の見直し】 特許流通アドバイザー派遣事業については、国が主体的に実施してきた方針を見直し、地方自治体等が自立的に事業を実施できるようにこれまでのノウハウ等を地方自治体等に移管し、段階的に事業規模を縮小していく。	本事業は、本来国が自ら行うべき特許庁職員向け研修、審査プロセスの一部である先行技術調査の民間委託を拡大するために必要な、法律で委任されている研修、知財関連業務を担当する地方自治体等の行政機関職員向け研修等であり、ユーザーの適正な出願、国による迅速・効率的な審査処理の実現に必要不可欠であるため、事業全体の廃止は困難である。 講師・研修カリキュラムを毎年見直すとともに、民間における知的財産人材育成に関する業務と重複しないよう、研修の企画段階から関係協議会と調整を行い、民間で既に実施している知的財産権基礎研修を廃止する(H17)などの官民役割分担を明確化している。 【民間企業の人材に対する研修の見直し】 民間企業の人材に対する研修については、知的財産研修を実施している民間団体等と研修の企画段階から調整を行い、民間ではできないと言われた研修のみを実施し、民業を圧迫しないようにしている。今後、更に調整した結果、これらの民間団体等が参入を希望する場合には、市場化テストを実施する。
	行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	最大11億円	約18百万円	
	理由	工業所有権整理標準化データ事業、特許電子図書館情報検索端末、電子出願普及等業務及び公報システム整備・管理業務の見直しによる	知的財産権取引事業の育成支援事業のうち、地域特許流通啓発事業、特許流通人材育成事業(実務編)の見直しによる。	

(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	否	否		
	可	事業性の有無とその理由					
		民営化を前提とした規制の可能性・内容					
		民営化に向けた措置					
		民営化の時期					
否	民営化しない理由		情報提供事業は、特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報を、ユーザーの利用しやすい形で提供することによって、ユーザーが知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施する環境を提供するものであって、その結果無駄な出願の抑制を図るものであり、特許制度を維持するための根幹に関わる事業。 そのため、安定的、継続的、公平であるため公的主体が行う必要があり、かつ、膨大な情報を無償で提供する事業であり、採算性がない。 以上のことから、本事業において民営化は困難である。 相談事業は、自治体の相談窓口や弁理士からの高度な内容の相談が多く、特許制度に詳しいだけでなく、審査実務に精通し、かつ、個別出願案件に関する相談については、特許庁内部の未公開情報にアクセスしつつ回答することが必要であり、さらに、公的主体として国民等からの信頼を得る必要がある。 以上のことから、本事業において民営化は困難である。	これまで地方自治体における特許流通支援体制の整備状況、民間企業による自立的な特許流通市場の整備状況などに応じて、事業規模を縮小してきたところ。現在では開放特許の流通が民間企業や自治体等で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境・基盤が整備されるまでの間、特許流通に係る専門人材の育成を促進する事業に重点をおいている。 開放特許情報を中小企業等に提供する事業については、安定的、継続的かつ公平に行われる必要があり、公的主体が行う必要がある。また、無償で行う必要があるため採算性がない。 また、特許流通市場が発展していけるような環境・基盤が整備されるまでの間、安定的、継続的に行われる必要がある。 以上のことから、本事業においては、民営化は困難である。	本事業は、本来国が自ら行うべき特許庁職員向け研修、先行技術文献調査の民間委託を拡大するために必要な、法律で委任されている研修、知財関連業務を担当する地方自治体等の行政機関職員向け研修等であり、特許庁及びINPITの有する先行技術のサーチ能力や審査基準等に関する極めて高度かつ専門的な知見・ノウハウを提供するものである。こうした事業は、ユーザーの出願を適正化し、無駄な出願の削減に有効なため、国による迅速・効率的な審査処理の実現に必要な不可欠であり、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるため、民営化は困難である。		
(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、 d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、 d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、 d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他		
	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否		否	否	一部(民間企業等に対する研修の一部)可	
		可	入札種別(官民競争/民間競争)				民間企業等の人材に対する研修の一部については、知的財産研修を実施している民間団体等と研修の企画段階から調整を行い、民間ではできないと言われた研修のみを実施し、民業を圧迫しないようにしている。今後、更に調整した結果、これらの民間団体等が参入を希望する場合には、市場化テストを実施する。
			入札実施予定時期				
			事業開始予定時期				
			契約期間				
	否	導入しない理由		(1)情報提供事業 本事業は、特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報を、ユーザーの利用しやすい形で提供することによって、ユーザーが知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施する環境を提供するものであって、その結果無駄な出願の抑制を図るものであり、特許制度を維持するための根幹に関わる事業。 そのため、安定的、継続的、公平であるため公的主体が行う必要がある。また、本事業の実施にあたり、民間委託が可能な業務については、既にアウトソーシングを行っている。 以上のことから、本事業において官民競争入札は困難である。 (2)相談事業 本事業は、自治体の相談窓口や弁理士からの高度な内容の相談が多く、特許制度に詳しいだけでなく、審査実務に精通し、かつ、個別出願案件に関する相談については、特許庁内部の未公開情報にアクセスしつつ回答することが必要であり、公的主体が実施する必要がある。 以上のことから、本事業において官民競争入札は困難である。	特許流通市場は整備途上であることから、地方自治体や民間企業が自立的に実施できる環境が整備されるまでは、公共的観点から一の主体で継続的に実施されることが必要。 また、地域産業振興を行う全国の地方自治体等と連携しつつ、企画立案を行うためには公的主体が行うことが必要。 また、本事業の実施にあたり、民間委託が可能な業務については、既にアウトソーシングを行っている。 以上のことから、官民競争入札の適用は困難である。		
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容						
	移管	移管の可否		否	否	否	
		可	移管先				
			内容				
			理由				
	否	移管しない理由		本事業は、特許制度の根幹に関わる事業であり、通常であれば特許庁自身が実施すべき事業、特許行政に関する知見を有するINPITが国に代わって実施しているものであり、他に事業を実施できる能力を有する法人は存在していないため、本業務の他法人への移管は不可能と考える。	特許流通市場の整備業務は、平成9年より特許庁の事業として開始されたものであり、特許庁の施策と密接に連携して進める必要がある。 知的財産施策に関する各種業務の実施を通じて得た知見を有し、特許庁の施策と一体性を維持して全国ベースで特許流通市場の整備業務を行う能力を有する法人は他に存在していないことから、本業務を他の法人へ移管することは不可能と考える。	本事業は、特許庁に代わり特許行政に関する知見を有するINPITが実施しているものであり、他に特許庁職員、調査業務実施者、民間企業等に対する研修を実施できる能力を有する法人は存在していないため、本業務を移管することは不可能と考える。	
	一体的 実施	一体的実施の可否		否	否	否	
		可	一体的に実施する法人等				
			内容				
			理由				
否	一体的実施を行わない理由		本事業は、特許制度の根幹に関わる事業であり、通常であれば特許庁自身が実施すべき事業、特許行政に関する知見を有するINPITが国に代わって実施しているものであり、本業務の他法人との一体的実施は不可能と考える。	特許流通市場の整備業務は、平成9年より特許庁の事業として開始されたものであり、特許庁の施策と密接に連携して進める必要がある。 知的財産施策に関する各種業務の実施を通じて得た知見を有し、特許庁の施策と一体性を維持して全国ベースで特許流通市場の整備業務を行う能力を有する法人は他に存在していないことから、本業務の他の法人との一体的実施は不可能と考える。	本事業は、特許庁に代わり特許行政に関する知見を有するINPITが実施しているものであり、他に特許庁職員、調査業務実施者、民間企業等に対する研修を実施できる能力を有する法人は存在していないため、本業務の他法人との一体的実施は不可能と考える。		

< 組織関係 >

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	
	理由	
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	現時点では予定していないが、今後、事業の見直しに合わせ、体制の再編・整備等も検討する。
	理由	国は審査、審判等の公権力の行使、知的財産行政の企画立案に集中していくの方針の下、INPITは、これまで数次にわたり国から業務移管を受け、企業の知的財産戦略の構築や国の的確・迅速な特許審査の実現に必要な不可欠な情報提供や職員を含む人材育成等、本来国が提供すべきサービスを、アウトソーシングを最大限活用し、民間企業、地方自治体等に提供してきた。これにより、企業等が無駄な出願を削減し、国の組織をスリム化し、審査、審判等の公権力の行使等のコア業務に効率的に集中することを可能としてきた。 組織の見直しについては、16年10月、19年1月の業務移管のタイミングで組織が肥大化しないよう部署の統廃合を実施するとともに、業務移管に伴い増大した業務を効率的に処理するよう外部人材を活用し、人件費の増大を抑制するなど、随時実施してきたところであり、今後も、特許庁の更なる移管業務、地方自治体の実施状況、民間企業からのニーズを見極めながら、業務内容を見直しつつ、業務を最も効率的に遂行する組織の在り方を検討していく。 さらに、民間委託が可能な業務については既にアウトソーシングを行っているが、第二期中期目標期間においては、更に積極的な競争的手法による契約の導入により経費削減に取り組む。具体的には、平成19年度からは2件を除く全ての契約案件に競争的手法を導入しており、平成20年度からは全ての契約案件について競争的手法を導入する予定。

2 . 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		INPITホームページ及び経済産業省ホームページで公開。
		役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域・学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスバイレス指数)	112.9(100.6、112.3、102.0)
		人件費総額の削減状況	平成18年度からの5年間で対17年度比で5 %以上の削減を行う。なお、平成18年度においては対前年度比2 . 8 %の増加となっているが、これは、平成19年1月の特許庁からの業務移管を円滑に進めることが最優先課題であったため、その追加的な準備事務に係る人員の確保とともに、それに伴う超過勤務手当が増加したこと等が要因となり執行額が増加したもの。今後は、業務実施体制の見直しを通じて人員再編等を行い、削減目標を達成すべく取り組むこととする。
	一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	一般管理費は、前年度比3 . 0 %の削減を実施。 業務経費は、前年度比6 . 2 %の削減を実施。それぞれ、中期目標に定められた効率化を達成している。
		効率化目標の設定の内容・設定時期	・一般管理費は、毎年度平均で前年度比3 %以上の効率化を行う。 ・業務経費は、中期期間中平均で前年度比4 %程度の効率化を行う。 ・設定時期：平成18年3月
	民間委託による経費節減の取組内容		民間委託が可能な業務については既にアウトソーシングを行っているが、第二期中期目標期間においては、更に積極的な競争的手法による契約の導入により経費削減に取り組む。
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況		情報通信技術を使って全国のユーザーに情報を提供し、サービス提供に伴う設備投資部分について効率化している。(Eラーニングによる学習機会の提供、電子メールを利用した相談受付・回答、IPDLの提供、開放特許情報の提供、電子掲示板・電子メールを活用した情報の共有、オンライン出願ソフトの提供、ホームページでの情報公開等)
(2)独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		・財務諸表により公開。財務諸表はINPITホームページ及び官報掲載により公開している。 ・また、随意契約の状況についても、契約先、契約金額等をホームページで公開している。
	見直しの方向		引き続き、INPITホームページ等を活用し情報公開に努める。
	関連法人	名称	財団法人日本特許情報機構
		契約額	7,164,194千円
		うち随意契約額(%)	7,122,033千円(99.4 %) 平成19年度からは、2件を除くすべての契約案件に競争的手法を導入し、平成20年度からは、すべての契約案件について競争的手法を導入。
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	0
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙のとおり
		契約額	
		うち随意契約額(%)	
		当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載		
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載		

3 . 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	既に定量的な指標を設けた明確な目標となっている。
	今後の取組方針	引き続き具体的かつ定量的な指標を設けた目標とする。

(2) 国民による 意見の活用	現状	・公報閲覧室の利用、相談業務に関しては、年1回アンケート調査を実施しユーザーに対する利用環境の整備、サービスの向上に努めている。 ・IPDLについては、常時、利用状況、機能向上に関するアンケートを掲載し、収集することでユーザーニーズを反映した機能向上のために活用している。	
	今後の取組方針	今後もユーザーに対するアンケートを実施し、意見の収集に努める。	
(3) 業務運営 の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、 職員に対する研修の実施状況)	監事監査を月1回の頻度で実施することにより、法令遵守を確保しているところ。	
	今後の取組方針	今後も適切な監事監査を推進する。	
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	法人発足当初から業務毎に収支を管理し適正な予算執行に努めている。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	事業毎に収支管理を行っている。	
	今後の取組方針	今後も事業毎の収支管理を行い適正な予算執行に努める。	
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容(平成18年度実績)		財源
	共同研究資金	件数	
	利用料	99,107千円	
	寄付金	件数	
	知的財産権	件数	種類
	その他	11千円	
	計	99,118千円	
	見直し案		平成19年度以降、地方自治体職員、独立行政法人職員等を対象とした知的財産権研修及び知的財産権政策研修を有料化。
(6)情報公開の取組状況	最近改善した例	契約の透明性確保の観点から、随意契約について、調達の内容、契約締結日、契約金額、随意契約によることとした理由をINPITホームページで公開している。(平成18年4月から実施)	
	今後改善を予定している点		
その他		特になし	

名称	契約額	うち随意契約額（％）	当該法人への再就職者
（株）アヴァンティスタッフ	1,037千円	0千円（0％）	0
（株）霞ヶ関情報センター	3,389千円	0千円（0％）	0
（株）ニッポンテクニカルサービス	14,983千円	0千円（0％）	0
（株）野村総合研究所	12,877千円	0千円（0％）	0
（株）発明会館	1,088千円	0千円（0％）	0
（社）発明協会	2,267,488千円	2,229,723千円（98％）	0
（株）廣済堂	38,185千円	0千円（0％）	0
（株）ベンチャーラボ	5,398千円	0千円（0％）	0
（株）丸井文工社	3,043千円	3,043千円（100％）	0
（株）丸善	31,594千円	31,594千円（100％）	0
（株）三菱総合研究所	9,950千円	0千円（0％）	0
（株）ユサコ	1,979千円	1,979千円（100％）	0
（財）かがわ産業支援財団	5,057千円	5,057千円（100％）	0
（財）新産業創造研究機構	2,488千円	0千円（0％）	0
（財）宮崎県産業支援財団	5,045千円	0千円（0％）	0
（株）紀伊國屋書店	43,388千円	43,388千円（100％）	0
（株）日刊工業広告社	3,034千円	3,034千円（100％）	0
（株）日経ＢＰマーケティング	1,429千円	1,429千円（100％）	0
（株）日立製作所	1,035千円	1,035千円（100％）	0
（株）リノス・スタッフニング	37,792千円	36,758千円（97％）	0
（株）ワンビシアークイブズ	153,415千円	153,415千円（100％）	0
ＪＦＥテクノロジーサーチ	23,098千円	23,098千円（100％）	0
アデコ（株）	1,173千円	0千円（0％）	0
アビームコンサルティング（株）	280,118千円	85,501千円（31％）	0
インフォコム（株）	11,220千円	0千円（0％）	0
エヌ・ティ・ティ・リース(株)	1,871千円	1,871千円（100％）	0
勝美印刷（株）	2,509千円	2,509千円（100％）	0
（株）ＮＨＫプロモーション	1,918千円	1,918千円（100％）	0
（株）ＮＴＴデータ	43,197千円	43,197千円（100％）	0
（株）オカモトヤ	1,184千円	1,184千円（100％）	0
（株）ぎょうせい	9,788千円	0千円（0％）	0
（株）きんでん東京支社	2,625千円	2,625千円（100％）	0
（株）ケー・デー・シー	3,537千円	0千円（0％）	0
（株）レイテック	3,738千円	3,738千円（100％）	0
（株）太陽美術	13,283千円	0千円（0％）	0
（株）土木田商店	1,188千円	1,188千円（100％）	0
（株）パトリス	2,060千円	0千円（0％）	0
（株）富士通ビジネスシステム	22,990千円	1,610千円（7％）	0
神田外語キャリアカレッジ	6,200千円	0千円（0％）	0
クディラ アンド アソシエイト（株）	1,756千円	0千円（0％）	0
ケブィクス・アドバザース（株）	7,351千円	7,351千円（100％）	0
（財）工業所有権協力センター	2,377千円	0千円（0％）	0
大同生命保険（株）	2,498千円	2,498千円（100％）	0
太陽生命保険（株）	5,653千円	5,653千円（100％）	0
東京都個人タクシー協同組合	5,472千円	5,472千円（100％）	0
東芝ソリューション（株）	246,761千円	246,761千円（100％）	0
特定非営利活動法人アジア・アソシエイツ	25,118千円	0千円（0％）	0
名古屋商工会議所	7,616千円	7,616千円（100％）	0
日本電気（株）	4,230千円	4,230千円（100％）	0
ピーイーシー（株）	1,429千円	0千円（0％）	0
富士ゼロックス（株）	3,184千円	3,184千円（100％）	0
富士通（株）	14,726千円	14,726千円（100％）	0
ベルリッツ・ジャパン（株）	17,782千円	0千円（0％）	0
丸栄（株）	7,252千円	0千円（0％）	0
三菱電機情報ネットワーク（株）	24,393千円	24,393千円（100％）	0
メディアロードジャパン（株）	1,472千円	1,472千円（100％）	0
リコ・テクノシステム（株）	1,179千円	0千円（0％）	0
(株)ＴＫテクノサービス	3,559千円	3,559千円（100％）	0
(株)サーベイリサーチセンター	4,095千円	0千円（0％）	0
合 計	3,463,294千円	3,005,809千円（87％）	0

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し

これまでの指摘に対応する措置

府省名	経済産業省
-----	-------

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（措置済み、対応中、未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
工業所有権情報・研修館	特定事業執行型	工業所有権情報関連業務	平成18年度	非公務員化(平成17年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会「勧告の方向性」		非公務員型独立行政法人に移行(平成18年度)
		工業所有権情報流通等業務		法人の任務・役割の明確化及び業務運営の効率化・適正化			第二期中期目標に沿って、以下により対応中。 ・工業所有権情報流通業務について、自立的な特許流通の民間市場の育成に向けた支援を行いつつ、その育成状況に応じて事業規模の縮小を行っているところ。 ・委託等業務について、可能な限り随意契約を競争的手法による契約に移行しつつ委託費等を縮減しているところ。また、随意契約の締結状況をホームページで公表し、委託等業務の透明性を高め、その適正化を図っている。
		人材育成業務					

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名		工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省
市場化テスト()		適用の検討	特許行政に関する知見を有する(独)情報・研修館(以下「INPIT」という。)が国に代わって実施しているものであり、他に事業を実施できる能力を有する法人は存在していないため、市場化テストの実施は困難である。		
		理由			
(情報発信・展示・普及・助言等型)					
事務・事業の名称		工業所有権情報関連業務			
事務・事業の内容		(1) 情報提供事業 (1-1) 審査・審判の過程で特許庁に蓄積された膨大な出願情報や特許情報などの様々な工業所有権情報を外部提供することにより、民間企業が研究開発戦略や事業戦略と一体となった知財戦略を構築する上で不可欠な基礎的な情報を低コストで提供する。さらにはその情報を加工してユーザーの多様なニーズに対応したきめの細かい特許情報サービスを提供する特許情報サービス産業を育成している。また、海外特許庁の審査情報等を和訳して我が国特許庁に提供することにより迅速かつ的確な審査の実現に貢献するとともに、我が国特許庁の審査情報を英訳して海外特許庁に提供することにより、我が国出願人の権利の保護に貢献する。 具体的な業務は以下のとおり。 【特許電子図書館(インターネットを通じた工業所有権情報の無償提供)】 (目的) 企業等が研究開発戦略や事業戦略と一体となった知財戦略を構築するために不可欠な基礎的かつ最新の技術情報である工業所有権情報を無償で提供することで、企業の重複する研究開発の防止、先行技術調査による出願の適正化(無駄な出願の防止)及び他社の技術開発動向の調査等の効率的な実現に貢献する。 (概要) 審査・審判の過程で特許庁に蓄積された膨大な工業所有権情報(*)を企業等が迅速かつ容易に検索できるよう、インターネット上に設置した特許電子図書館(IPDL)を量・質ともに充実させ、インターネットを通じて無償で公開している。 今後、全文ワード検索の機能追加など、更なる利便性向上を図る予定。 *: 約6100万件(日本最大の学術データベースであるJDreamの約1.4倍)の世界各国の先端の技術文献情報を蓄積。 【整理標準化事業(2次加工しやすい形式に変換した工業所有権情報の提供)】 (目的) 企業等における工業所有権情報の活用やユーザーの多様なニーズに対応したきめの細かい特許情報サービスを提供する特許情報サービス産業の育成を支援する。 (概要) 審査・審判の過程で特許庁に蓄積された膨大な工業所有権情報を整理し、形式の標準化を行うことで、企業等による情報の利活用が可能となるよう、工業所有権情報を特許庁内部の形式から2次加工しやすい形式に変換し、複製に要する費用等のみで特許情報提供事業者等へ提供している。なお、本事業のうち、特許庁保有の工業所有権情報を2次加工しやすい形式に変換する事業については、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、情報の整理及び標準化を行う必要無く特許庁内から直接特許情報提供事業者等へ情報提供が可能となるため、新システムの運用開始に合わせて、事業を段階的に廃止する。			

(1-2) 公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して工業所有権情報を提供することにより、出願人が最新の技術動向を把握し、迅速かつ効率的な研究開発の促進に貢献している。
具体的な業務内容は以下のとおり。

【公報閲覧室における情報提供サービス】

(目的)

パリ条約で設置が義務づけられている「中央資料館」として我が国の公報のすべて及び外国特許庁が発行した公報の閲覧業務を確実にし、ユーザーの効率的な研究開発の促進、出願の適正化（無駄な出願の排除）に貢献する。

(概要)

我が国で発行された特許公報等及び外国公報等を収集し、以下のような閲覧サービスを行っている（平成18年度は約5万3千人が利用）。

IPDL検索専用端末を用いた情報提供

我が国の特許制度が創設された明治18年以降の特許・実用新案・意匠・商標・審決公報及び主要の外国（米・英・仏・独・加・瑞・EP0・PCT）の公報類（現在約6,100万件）のデータを、高精細・大画面のIPDL検索専用端末機にて専用回線を使って提供（平成12年1月サービス開始）しており、ニーズに応じた機器の性能及び操作性の向上を図っている。

なお、本事業については、インターネットを介したIPDLの利用状況等を考慮して、事業規模を縮小する。

特許審査官端末を用いた情報提供

「知的財産推進計画2006」にも提言された特許審査官が使用しているサーチ端末と同等機能を持つ「特許審査官端末」（2画面、全文検索、特許分類と単語の組み合わせ検索可能等）を設置し、19年1月の閲覧サービスの開始以来、同端末の操作方法の講習会を開催（これまで7回）しており、その利用促進に努めている。
情報提供にあたっては、特許庁の保有する情報のうち、未公開情報と著作権上の問題のある情報を削除した上で、審査官と同じ環境下で検索を行うことを可能としている。

CD-ROM / DVD-ROM閲覧機器等を用いた情報提供

平成5年から発行された公開特許・実用新案公報等及び41ヶ国並びにWIPO等3機関の公報をCD-ROM / DVD-ROMにより閲覧に供しているほか、紙の特許公報等も閲覧に供している。

また、地方閲覧室（札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇の8都市）においても、出願経験の無い又は少ない個人、中小企業に対しても、専門指導員が閲覧方法、類似技術の検索方法等について丁寧に指導を行い、個人等の特許出願をバックアップしている。

【他国との工業所有権情報の交換】

(目的)

我が国特許庁における迅速かつ確かな審査・審判の実現、海外における我が国出願人の迅速な権利取得、権利保護に貢献する。

(概要)

米国及び欧州の工業所有権情報（発明内容を記載した特許明細書等）を和訳した要約書を作成し、我が国特許庁の審査官等に提供するとともに、インターネットを通じて出願人にも公開。

我が国の公開特許公報を英訳した要約書（PAJ）を他国（18年度：87箇所）の特許庁に提供し、特許審査に必要な先行技術調査に使用してもらうことにより、我が国出願人の権利を保護する。

我が国特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報について、機械を用いて英訳し、ネットワークを通じて他国の特許庁に提供するシステムを整備・運用し、他国の特許庁の審査に使用してもらうことにより、我が国出願人の迅速な権利取得、権利保護に貢献。

特許出願件数が急増している中国やインドの工業所有権情報の和訳を、我が国特許庁審査官及び出願人に提供することが今後の課題。

(1-3) 特許協力条約上審査に不可欠な技術文献等の審査、審判関係資料を収集、管理し、迅速かつ確かな審査の実現に貢献する。同時に、これらの資料を出願人が閲覧できる環境を整備、改善し、中小企業等が無駄な出願をしないよう支援する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

【条約で定められた調査資料及び審査・審判資料の収集・提供】

(目的)

複数国に出願した場合に発明の保護及び取得を簡易かつ経済的に行うため我が国は特許協力条約に加盟しており、加盟国の義務として必要な「最小限資料」等を収集、整備するとともに、国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう特許庁の審査・審判の的確な処理に貢献する。

(概要)

特許協力条約第15条（4）に規定する国際調査の対象となる「最小限資料」に加え、それ以外の審査・審判に必要な図書、技術文献及びカタログ等の最新の公知資料を収集して審査に提供するとともに、著作権等の問題がないものを出願人にも広く公開して、出願の見極め等に活用して頂いている。

【技術文献の閲覧サービス】

(目的)

ユーザーにおける技術文献検索ツールを充実させることにより、効率的な研究開発の促進、出願の適正化（無駄な出願の排除）に貢献する。

(概要)

特許庁の審査・審判のために収集した技術文献（最小限資料及び審査・審判資料）リストをホームページで情報提供するとともに、一般ユーザーへの閲覧に供している。

(1-4) 申請人の利便性向上や行政の効率化を実現するため、電子政府推進計画を推進する等、我が国全体でオンライン申請の利用率向上にむけた取組を行っているところ、特許庁では、世界に先駆けて情報システムを構築し、1990年よりオンライン申請の受付を開始している。INPITでは、出願手続、登録料等の納付手続をオンライン申請によって行うために必要不可欠な電子出願ソフトの開発を行うとともに、普及活動を行っている。また、特許庁が最新の技術情報・権利情報である特許公報等を発行するために必要な公報のマスタデータを作成する公報システムの開発を行うとともに、特許庁の審査・審判に必要な資料の電子化・データベース化を行い、特許庁の審査・審判の迅速な処理に貢献している。

具体的な業務は以下のとおり。

【電子出願ソフトの開発・普及】

電子出願ソフト開発事業

(目的)

出願人の利便性を向上させるとともに、特許庁の事務処理を効率化するため、特許庁に対して行う出願手続、登録料等の納付手続をオンライン申請によって行うために必要不可欠な電子出願ソフトを提供する。

(概要)

産業財産権関連の制度改正に対応しつつ、ユーザーの利便性向上や情報通信技術の進歩に応じた電子出願ソフトの開発を行っている。なお、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、本事業を廃止する。

電子出願普及事業

(目的)

電子出願について知見を持った職員等が企業等に対し、電子出願ソフトに関する説明会・相談を行うことにより、オンライン申請率の維持・向上を図る。

(概要)

オンライン申請率の維持・向上を図るために、INPITの職員が電子出願ソフトに関する説明会の開催を行うとともに、電子出願ソフトに関する相談を受けつけている。なお、事業実施の実効性を高めるとともに効率的な実施を図るために、多人数を集めて行う講演形式による説明会を廃止する一方、企業等に対する訪問指導を新たに開始するなど、ユーザーニーズに対応した事業実施を行う。さらに、地方における相談体制を効率化を行う。

【公報システムの開発】

(目的)

特許庁の公報発行計画に基づき迅速な公報発行が行えるよう、特許庁に対し、公報発行に必要な不可欠な公報システムを提供する。

(概要)

特許庁が公報を発行するための公報マスタデータを作成する公報システムの開発を行っている。なお、特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、本事業を廃止する

【審査・審判に必要な資料等の電子データ整備】

(目的)

審査・審判に必要な資料等の電子データを作成するとともに、データベースを構築し、特許庁の迅速かつ的確な審査に貢献する。

(概要)

審査・審判に必要な資料のデータベースを構築するために、DNA関係特許情報データの蓄積、非特許文献情報を付加したデータの作成、商標審査に必要な出願商標解析データの作成等を行う。

(2) 相談事業

特許庁では、通常官庁では自ら実施している相談業務を効率的に実施することが可能なINPITに行わせている。個別出願案件に対する相談・照会に対応するとともに、出願制度に熟知していない個人、中小企業等が適切な出願を行うために、地方自治体、弁理士会などが相談事業を行っているが、地方自治体などでは回答できない高度な質問、多様な質問に効率的に回答するなどの機能を有していることがINPITが行う相談業務の特徴である。また、相談事業を通じて出願人が適切な出願を行うことにより、我が国の迅速かつ的確な審査処理の実現に貢献する機能も有している。

具体的な事業内容は以下のとおり。

【知見・ノウハウに基づいた高度な相談対応/一般的な相談対応と他の相談機関との連携】

(目的)

特許行政における知見・ノウハウをもった職員が、地方自治体の知的財産に関する相談センターでは回答ができない相談に関する質問や、本来工業所有権制度を熟知している弁理士でも判断に迷うような高度な質問に対応するとともに、特許出願等に関する一般的な相談に効果的、効率的に対応するとともに、他機関との役割を明確化しつつ、そのレベルアップに貢献する。

(概要)

INPITの工業所有権相談等業務は、個別出願案件に関する相談・照会や、弁理士、大学のTLO、地方公共団体の知的財産に関する相談センター、知財担当職員等が回答できない専門的な相談、権利の承継や技術ノウハウといった高度な相談にも応じることができる職員体制でワンストップサービスを提供しており、相談窓口の常設に併せ、電話、文書、電子メールにより、工業所有権に関する手続等の高度な相談に無料で応じている。

また、特許出願手続等に関する一般的な相談についてはマニュアルを作成して契約職員が対応するとともに、毎年相談事例(18年度末574件)を整理して、他の相談機関(各都道府県の知的財産相談センター、弁理士会等)に提供している。

国からの財政支出額	8,873,016千円	支出予算額	8,894,206千円
対19年度当初予算増減額	117,540千円	対19年度当初予算増減額	117,291千円

官民競争 入札等 ()	検討	否
	理由	情報提供事業は、特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報を、ユーザーの利用しやすい形で提供することによって、ユーザーが知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施する環境を提供するものであって、その結果無駄な出願の抑制を図るものであり、特許制度を維持するための根幹に関わる事業。 そのため、安定的、継続的、公平であるため公的主体が行う必要がある。また、本事業の実施にあたり、民間委託が可能な業務については、既にアウトソーシングを行っている。 以上のことから、本事業において官民競争入札は困難である。 相談事業は、自治体の相談窓口や弁理士からの高度な内容の相談が多く、特許制度に詳しいだけでなく、審査実務に精通し、かつ特許庁内部の未公開情報にアクセスしつつ回答することが必要であり、公的主体が実施する必要がある。 以上のことから、本事業において官民競争入札は困難である。
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	否
	受益者負担金 (算定方法、総計)	-
	運営コスト (内訳、総計)	-
	受益者負担金 - 運営コスト	-
	見直し案	なし
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	なし
	内容	-
	理由	特許行政に関する知見を有するINPITが国に代わって実施しているものであり、他に事業を実施できる能力を有する法人は存在していないため、本業務の他法人への移管・一体的実施は不可能と考える。
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	なし
	一体的実施の可否	否
	内容	-
	理由	法人内において同様の事業が存在しないため。

事業効果 (事前、 事後) ()	実施状況	・IPDL：従来、工業所有権情報は公報（紙媒体）により検索していたが、IPDL構築後はインターネットを介して誰でも無料で手軽に検索可能（18年度検索回数：6,970万回） ・和文抄録・英文抄録の作成・提供：事業開始から我が国はもとより諸外国の迅速かつ的確な審査に大きく貢献（和文抄録作成・提供件数：29万5千件、英文抄録作成・提供件数：87カ国の工業所有権庁等に35万3千件） ・工業所有権情報の交換：事業開始から我が国はもとより諸外国の迅速かつ的確な審査に大きく貢献（ヨーロッパ特許庁（EPO）、米国特許商標庁（USPTO）等へ53万2千件の書誌データ等を作成・提供、我が国のFターム解説書を英訳・提供、我が国の特許出願に関する審査結果情報をインターネットを介して提供） ・特許公報等を一般の閲覧に供することは、パリ条約に定められた「中央資料館」機能であり加盟国は設置を義務付けられていることから、120年間継続している事業である。 ・特許協力条約に基づく最小限資料の収集・提供については、同条約に加盟した昭和53年から29年間継続して行っており、審査・審判に必要な図書の収集・提供を含め、迅速かつ的確な審査に大きく貢献している。 ・特許等の出願の太宗を占めているオンライン出願システムの構築・運営は、出願人等の利便性が高く、かつ、特許庁における審査等の迅速処理に大きく貢献。
	見直し案	【整理標準化データ提供等事業の段階的廃止】 【電子出願ソフト開発事業の廃止】 【公報システム開発事業の廃止】 情報提供事業に関しては、特許審査の過程で特許庁に蓄積される膨大な特許情報を、INPITがユーザーの利用しやすい形で提供することによって、ユーザーが知財戦略を構築したり、出願を検討する際、先行技術調査を実施する環境を提供するものであって、その結果、無駄な出願の抑制を図るものであり、特許制度を維持するための根幹に関わる事業であるため、廃止することはできない。 ただし、このうち、特許庁で構築中の新業務システム（平成22年度及び平成25年度に運用開始予定）の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、新システムの運用開始に合わせて、表記の事業を廃止（または段階的廃止）することとする。 相談事業は、個別出願案件に関する照会・相談、個人、地域・中小企業の知財デバйд解消のため、地方自治体、弁理士等の知財相談窓口機能を支援するためのインフラを整備するとともに、これらからの高度な内容の相談へ対応する事業であり、ユーザーの適正な出願の実現、国による迅速・効率的な審査処理のためには必要不可欠であるため、廃止は困難である。
	公表状況・公表方法	工業所有権情報を公報発行に合わせ日々更新し、Webサイトにより公表。
	見直し案	なし

(情報発信・展示・普及・助言等型)				
事務・事業の名称		工業所有権情報流通等業務		
事務・事業の内容		「知的財産推進計画」（知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）決定）においては、知的創造サイクル（知的財産の「創造」、「保護」、「活用」）を活性化し、知財立国の実現が目標とされている。工業所有権情報流通等業務は、この知的創造サイクルの重要な要素である特許の「活用」を促進する観点から、開放特許（大企業、大学、研究機関等が保有する特許であって、他者の実施に供する用意のあるもの）を企業等（中小・ベンチャー企業含む）において有効に活用されるような情報提供を行うとともに、特許流通に係る専門人材の育成を促進することにより、開放特許の流通が民間企業や自治体等で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境・基盤を整備するものである。 これまで本事業は地方自治体における特許流通支援体制の整備状況、民間企業による自立的な特許流通市場の整備状況などに応じて、事業規模を縮小してきている。 具体的な事業概要は以下のとおり。 【専門人材の活用による特許流通の促進】 （目的） 知的創造サイクルの重要な要素である「活用」を促進する観点から、開放特許（企業、大学等が保有する特許であって、他者の実施に供する用意のあるもの）が中小・ベンチャー企業等において有効に活用され、自立的な特許流通市場の育成を図る。 （概要） 特許流通の促進を支援する専門家（特許流通アドバイザー：平成18年度末110名）を自治体、地方経済産業局、TLOに派遣し、特許流通や技術移転に係る相談や、全国的なネットワークを活用した仲介支援（特許提供希望者と特許導入希望企業等の出会いの場の提供）を行っている。併せて、平成19年度より、地域における自立的な特許流通にかかる環境を整備するため、主体を地方ヘシフトしつつ、地域に根ざした技術移転に関わる専門人材の育成を開始している。また、TLOの自立とTLO業務の多様化に対応するために、平成19年度からTLO派遣の特許流通アドバイザーの勤務形態を全員非常勤化した。加えて、専門人材の活用による特許流通の促進は、地方自治体における特許流通支援体制が構築され、民間企業による自立的な特許流通市場が整備されるまでの間過渡的に行われるものであり、その育成状況に応じて事業規模を縮小していく。 【開放特許情報等の提供と活用支援】 （目的） 知的創造サイクルの重要な要素である「活用」を促進する観点から、企業や大学・研究機関が保有する開放特許を産業界（特に地域・中小・ベンチャー企業）に対し円滑に流通させ、その特許の実用化を推進する。 （概要） 特許情報提供希望企業から申請により、特許流通データベースに提供希望の開放特許情報を蓄積し、地理的な問題を解消すべくインターネット上でデータベースに蓄積された開放特許を一括して検索できる無料サービスを提供するとともに、地方自治体に派遣されている特許情報検索の専門家（特許情報活用支援アドバイザー：平成18年度末54名）の派遣により、インターネット上で提供されている特許電子図書館の無料サービスなどを利用した特許情報の検索方法や活用方法に関する相談に応じるとともに、講習会の開催を行う等、特許情報活用を促している。 【知的財産権取引事業の育成支援】 （目的） 知的創造サイクルの重要な要素である「活用」を促進する観点から、自立的な特許流通市場に必要な知的財産権取引ビジネスを振興する。 （概要） 特許流通・技術移転に必要な知識を習得することができる特許流通人材育成事業（実務編、基礎編）、特許流通ビジネスに関する講演、知的財産の活用に関する講演及びパネルディスカッションを行う地域特許流通啓発事業等により、知的財産権取引事業者の育成支援のための環境整備を行っている。		
国からの財政支出額		2,791,327千円	支出予算額	2,797,993千円
対19年度当初予算増減額		201,808千円	対19年度当初予算増減額	202,114千円
官民競争入札等（ ）	検討	否		
	理由	特許流通市場は整備途上であることから、地方自治体や民間企業が自立的に実施できる環境が整備されるまでは、公共的観点から一の主体で継続的に実施されることが必要。 また、地域産業振興を行う全国の地方自治体等と連携しつつ、企画立案を行うためには公的主体が行うことが必要。 また、本事業の実施にあたり、民間委託が可能な業務については、既にアウトソーシングを行っている。 以上のことから、官民競争入札の適用は困難である。		
受益者特定（ ）	受益者特定及び対価収受の可否	否		
	受益者負担金（算定方法、総計）	-		
	運営コスト（内訳、総計）	-		
	受益者負担金 - 運営コスト	-		
	見直し案	なし		

他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	なし
	内容	-
	理由	特許流通市場の整備業務は、平成9年より特許庁の事業として開始されたものであり、特許庁の施策と密接に連携して進める必要がある。 知的財産施策に関する各種業務の実施を通じて得た知見を有し、特許庁の施策と一体性を維持して全国ベースで特許流通市場の整備業務を行う能力を有する法人は他に存在していないことから、本業務を他の法人へ移管することは不可能と考える。
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	なし
	一体的実施の可否	否
	内容	-
	理由	法人内において同様の事業が存在しないため。
事業効果 (事前、事後) ()	実施状況	・平成9年の流通事業開始から18年12月末までの特許流通アドバイザーによるライセンス等の成約件数は累計8,772件となり、この事業による経済的インパクト(製品の売上高、開発・投資額、ライセンス収入、新規雇用者人件費から当館が算出)は累計2,404億円に達しており、投入した事業費総額の約8.4倍となっている。(19年3月末までの成約件数は9,256件) 開放特許の流通等が民間事業者や地方公共団体等の関係者間で自立的に行われ、特許流通市場が発展する環境が整備されるまでは、事業規模の縮小等、事業の見直しを行いつつも継続すべき重要な事業である。
	見直し案	これまで事業規模を縮小しつつ、現在では開放特許の流通が民間企業や自治体等で自立的に行われ、特許流通市場が発展していけるような環境・基盤が整備されるまでの間、特許流通に係る専門人材の育成に重点をおいて実施している。このため、事業全体を廃止することはできないが、以下の事業について、見直すこととする。 【知的財産権取引事業の育成支援事業の部分的廃止】 知的財産権取引事業の育成支援事業については、取引事業者が増加している状況等を踏まえ、地域特許流通啓発事業を平成20年度末をもって廃止するとともに、特許流通人材育成事業(実務編)については、民間主体において同様の事業が行われつつある状況に鑑み、平成20年度末をもって廃止することとする。
	公表状況・公表方法	ホームページにおける特許流通データベースの更新をはじめ、ニュースメール(年24回配信)及びニューズレター(年4回発行)によりイベント情報等を公表。
	見直し案	なし

(試験・教育・研修・指導型)				
事務・事業の名称		人材育成業務		
事務・事業の内容		知的財産に関連する人材の育成の実現に向けた取組が政府決定されたことを受け、審査、審判を効率化するための登録調査機関数を更に拡大することを可能とするため、企業が先行技術の検索ノウハウを獲得することとで無駄な研究開発、特許出願を排除するため、特許庁の審査官が有する先行技術の検索ノウハウを移転することを目指しており、特許審査の迅速化、企業等における適切な知財戦略の構築に貢献している。 また、特許庁職員向け研修事業については、通常官庁では自ら実施しているが、これを効率的に実施することが可能なINPITに行わせている。審査実務、検索方法などのノウハウを短期間で集中的に身につけさせることにより、任期付審査官等の育成を迅速かつ的確に行い、特許審査・審判の迅速な処理に貢献している。 具体的な事業内容は以下のとおり。 【特許庁職員に対する研修】 (目的) 審査・審判など公権力の行使そのものや知財行政の企画立案といった中核的な業務に特許庁が集中し、効率的な行政運営を可能とするため、任期付審査官の大量採用、法律・国際関係等に関する高い専門知識の重要性の増大、先端技術調査文献の急速な拡大等特許行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。 (概要) 審査実務、検索方法などのノウハウを短期間で集中的に身につけさせる任期付審査官等を育成する研修をはじめ、特許法に定められた研修や審査能力向上のための研修を実施している(18年度延べ6,002名受講)。 【調査業務実施者の育成研修】 (目的) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に基づき、登録調査機関の調査業務実施者(出願された特許について、先行技術文献の有無をチェックする者)を育成することにより、先行技術文献調査の民間外注を更に増やすことが可能となり、その結果、特許庁が判断業務に集中することが可能となり、世界最高水準の特許審査の迅速化に貢献する。 (概要) 特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者を育成する研修を、特許審査官と同様の検索環境を使用して実施している(18年度4回開催:受講者297名)。なお、登録調査機関の調査実施者となるためには、公正中立な立場にあるINPITの研修を修了することが法定条件。この3年間で1機関から6機関に増加した実績有り。		
		【民間企業等の人材に対する研修】 (目的) 民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら、民間企業等の知的財産人材の育成を推進するため、特許庁の有する知識・経験及びノウハウの提供等を行う。 (概要) 民間企業等向け研修 民間企業等が適切な権利の保護・活用等を図ることを支援するため、特許情報検索、審査基準の考え方に関するノウハウを伝授する研修、特許侵害警告模擬研修等を実施(18年度4回開催:受講者178名)、 行政機関職員向け研修 知財関連業務を担当する中央省庁、地方自治体、公益法人、独立行政法人行政機関等の職員が業務遂行に必要な基礎的知識を習得することにより、知的財産権制度の円滑な運営及び産業財産権行政に対する理解を深めることを目的とした研修を開催(18年度5回:受講者223名)。 なお、民間企業向けの研修の実施にあたっては、知的財産研修を実施している民間団体等と研修の企画段階から調整を行い、民間ではできないと言われた研修のみを実施し、民業を圧迫しないようにしている。		
国からの財政支出額		897,634千円	支出予算額	949,328千円
対19年度当初予算増減額		1,702千円	対19年度当初予算増減額	1,759千円
官民競争入札等 ()	検討	否		
	理由	民間企業の人材に対する研修については、知的財産研修を実施している民間団体等と研修の企画段階から調整を行い、民間ではできないと言われた研修のみを実施し、民業を圧迫しないようにしている。今後、更に調整した結果、これらの民間団体等が参入を希望する場合には、市場化テストを実施する。		

受益者特定（ ）	受益者特定及び対価収受の可否	受益者特定：可（研修受講者） 対価収受：可（特許庁職員に対する研修、中小・ベンチャー企業向け特許侵害警告模擬研修を除く）
	受益者負担金（算定方法、総計）	研修受講料収入（平成20年度予算額）：49,550千円 （各種研修ごとの運営コストにより算出）
	運営コスト（内訳、総計）	383,000千円 （平成20年度予算額：運営費交付金332,656千円、研修受講料収入49,550千円、複写手数料収入割当分794千円）
	受益者負担金 - 運営コスト	各種研修ごとの運営コストにより算出（講師の謝金・旅費、設備使用料、テキスト印刷費）
	見直し案	なし
他の法人との一体的実施（ ）	一体的に実施する法人等	なし
	内容	-
	理由	本事業は、特許庁に代わり特許行政に関する知見を有するINPITが実施しているものであり、他に特許庁職員、調査業務実施者、民間企業等に対する研修を実施できる能力を有する法人は存在していないため、本業務を移管することは不可能と考える。
法人内での一体的実施（ ）	同様の事務事業を実施している施設	なし
	一体的実施の可否	否
	内容	-
	理由	法人内において同様の事業が存在しないため。
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施（ ）	一体的に実施する法人等	なし
	内容	-
	理由	関連する研究開発業務を行っている法人が存在しないため。

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 工業所有権情報・研修館		府省名	経済産業省		
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)						
○	A	合 計	:	6,305 百万円	〔 内 貸付金 :	百万円
					〔 内 割賦債権 :	百万円
	B	現金及び預金	:	6,303 百万円		
	C	有価証券	:	百万円		
	D	受取手形	:	百万円	内 貸付金 :	百万円
	E	売掛金	:	2 百万円	内 割賦債権 :	百万円
	F	投資有価証券	:	百万円		
	G	関係会社	:	百万円	… 関係会社株式	
	H	関係会社	:	百万円	… その他の関係会社有価証券	
	I	長期貸付金	:	百万円	… J・K以外の長期貸付金	
	J	長期貸付金	:	百万円	… 役員又は職員に対するもの	
	K	長期貸付金	:	百万円	… 関係法人に対するもの	
	L	破綻債権等	:	百万円	〔 内 貸付金 :	百万円
					〔 内 割賦債権 :	百万円
M	積立金	:	4 百万円			
N	出資金	:	百万円			

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 工業所有権情報・研修館	府省名	経済産業省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 ・ 売掛金については、地方閲覧室の複写手数料等を一時的に計上されているものである。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 ・ 該当無し			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 ・ 該当無し			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 ・ 該当無し			